

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可します。

○二十七番（内田有彦君） きょうは一般質問の最終日、新市長になられて初めての議会ですから、いろんな御苦労が答弁の中でその節々に出ながらも、さすがは浜田市長、その温厚な、やはり柔軟な市政を目指すということで大変市民からも期待をされる、そういう市政をつくるのではなからうかというふうな風評も聞いております。

きょうは、私の初めの質問については、これは新市長になられた関係で非常にやりにくいという面もあるのですけれども、きのうから、「市政は市民の目線に立って」ということで、なかなか禅問答ごときの、「市民の目線とは何か」ということで、いろんな角度から出たわけですけれども、私は、今回、別府市が北部に社会教育審議会が主催の事業としてつくろうとしている、別府市北部コミュニティーセンターについての今までのプロセスと、今後このことが本当に北部地域の人たちのためになるのかどうなのかということ、一部検証をしながらその方向性について、可能な限り本当に市民の目線に立ったそういう箱物の建設をぜひ目指してほしいという立場で質問をしていきたいと思っております。

初めに、これは資料をいただいたのですけれども、財団法人車両競技公益資金記念財団というのがあるそうなのです。これは恐らく自転車振興会の別のそういう財団だと思うわけですけれども、その財団の方から別府市長あてに、社会福祉法人別府市社会福祉協議会会長あてに、平成十五年度助成金交付決定の通知というのが五月二十一日に来ております。これは中身を見ますと、四月三十日付をもって別府市として実施をしたいという申請書に基づいて、それについて六月二十三日までに同意の誓約書を出してください、そうすれば助成金三億円というものを競輪事業周辺対策事業の範囲の中で別府市に交付をするという、これは正式な財団からの別府市に対する回答が来ております。当然こういうものが来れば、これは別府市としてはやるという、これは団体意思の表示ですし、特に四月三十日というと、市長選挙が終わって、二十七日に終わったのですから、それから三日ぐらいたったのことですから、当然新市長としては、このことを是として許可をしたというふうに私は理解をするわけです。

そこで、問題なのは、そういう北部地区コミュニティーセンターの建設、これは社会福祉法人が実際にその事業をするという中身のようですけれども、しかし、具体的には社会福祉法人としてそういう財源があるわけでもなし、当然市の方としての三億の補助に対する持ち出し約六千万円に加えて、この事業として今後箱物が建った以上、これに対する維持管理、ざっと年間三千五百万というものが、恐らく十年、二十年、三十年と、一つの箱

物ですから、三十年ぐらい耐用年数からしても持つわけですから、そのものが毎年毎年出ていくということになるわけですから、そのためにはやっぱりすばらしいもの、建ててよかったなという、そういうものでなくてはならない。少なくとも三億円が欲しくて、そのためにこういう箱物をつくるというようなことがあってはならんと、私はそういう考えです。

そこで問題は、これについてどういうふうにして、どういう決定をしたかということに、非常に私は大きなこれについて疑問点を持っております。今回の浜田市長についての政策からするならば、恐らくこういうような成り行きでのコミュニティーセンターはできたのかどうなのかなと。本当にコミュニティーセンターとしての性格を完備し、そのことがその地域の、もちろん福祉関係の方々それから幼児、そしてそのまちづくりのいろんな一環としての大きな交流の場所として、私はこれは設置ができたのではなからうかなという気がしております。現に実はこのことについて、過去二回地元説明会を北部地区公民館で持っております。その中で、これは合同新聞だと思えますけれども、合同新聞の六月八日付の日にちで、このコミュニティーセンターについて陳情を自治会長にしてくれという、そういうくだりの記事がここに書いてあります。これを見ると、まさにこの計画そのものは、一部の人たちによるトップダウン方式、つまり地元自治会、当然町民の意向というものは、何らこの中では反映をされないづくに、とにかく建てるから、それについての陳情をしてくれという、そういうようないきさつがあったということはこの紙面に書いてありますが、まさにそのとおりで、ちょっと記事を読ませてもらいますと、「三月の下旬に別府市の数人の議員から近隣の自治会長に、施設の本格的な建築に向けて市長に陳情に行くから、人をまとめるようにという要請があったという。地域に新しい施設ができるならば、多くの自治会長は疑うこともなく陳情団を引率して市長に面接をした。年度末に、しかも選挙を控えた者同士が陳情されたりしたりすることは」という、どうかなという、「ややうんざりしたことを感じた」ということも述べておりますが、「何となく地域の意向を聞かなくて、どうして突然こういうことが陳情ということになったのだろうか。少なくともそのときには具体的な構想、そのことを事前に地元にも説明があってもしかるべきではないか」ということを、この紙面の方は言っていますけれども、まさに私は、ここつまり箱物、あるいはそれに限らず市の社会資本投資という、つまり公的な建物を建てるときには、必ずやはり地域の人たちの意見というものをそこで反映をさせてこそ、初めてその建物が法律的に私は保障されると思っております。

そこで、少し話は長くなりますけれども、これについての今までの検証といいますが、なぜこういうふうになったのかというのを、ちょっと調べてみました。別府市には競輪場があります。競輪場には周辺対策事業といって、当然競輪場があるために迷惑、いろんな時期にいろんなことで迷惑をかけるということで、競輪については特に周辺対策について

配慮するという、そういう地域の人たちに対する恩典があります。その一つが、今回のこのコミュニティーセンター建設に対する最高限度額三億までの建物については、そういう周辺対策事業の一環としてコミュニティーでもよし、あるいは福祉関係の事業でもよしと、何でもそういうものについての地域の人たちの役立つものを建てるとというのが、今回のこの趣旨だろうと思います。

ところが、今回のこの一連の決定を見たときに、まさに官主導というのですか、つまりそこには民意というものはほとんど反映をされてない。つまり別府市のそれぞれの助役以下各部長八人による別府競輪環境整備等委員会というものをつくりながら、その八人の方々がその場所等を決定し、そしてそのことをトップダウン方式に市民にそのままその方向でやっていくという手法がとられておるようです。特にこの事業主体は、別府市の社会福祉協議会ですから、当然、社会福祉協議会のこれの決定がなければ、これまたスタートができんわけですけれども、その社会福祉協議会の決定ですら、四月三十日のぎりぎりに協議会を開きながら、そこで強引に社協としての事業として取り組むということをして、社協の事務局が協議会に説明をし、その中ではかなり混乱がありながら、事前に何にも説明のないままに、どうして社協が今その決定を、きょうしなくてはならないのか等意見があったということも聞いております。その中で社協の事務局の方は、きょうが期日であるから、きょう決めなくては、これはもう三億円という競輪事業財団の方からの助成金というものがなくなるのだという、まさにとにかく今決めんと補助金がなくなると、これは別府に対して大きな損失だという格好で、無理にといいますか、社協の決定ももらったという、そういういきさつも片やあります。つまりこれについての経緯は、ことごと、さまざま官主導というのですか、つまり市の中のこの職員、競輪事業環境整備委員会の委員という人たちがほとんどお決めになり、そしてそのことをトップダウン方式で各自治会におろして、早急に立ち上げというような今事態に実はなっております。

過去二回、地元の人たちの意見交換会というものを持っております。これは私が推測をするのですけれども、市長が新しくかわられたので、市長としては民意をよく反映をさせるようなことで進行してほしいという、そういうようないきさつがあったやに聞いております。私は、第二回目の会合にたまたま出たのですけれども、そのときでも、それぞれ出席しました自治委員の方々の数名から、これのいきさつについて、これは初めから場所については決まっていたのではないかと、あるいは市民の意見というものは初めからなかったのではないかと、あるいは、ある自治委員さん等に言わせると、どうもこの決定は何となく不自然な気がする。つまり選挙を前にして何で突然、投票日の一週間ぐらい前にこういう陳情を受けて、それをそのまま実施をするなど、どうも初めから話がおかしい。今になって、場所はここで決めたのだ、今から建設について皆さんの意見を聞きたいと言われても、何を地域の人に求めるのかと。場所について今からそれぞれの町内の意見を聞こうという

なら別ですけれども、もう場所が決まっておるということになると、あと建物の中身だけではないのですかと、そういうような非常に半分不満を持った実は論議がされているということなのです。

そこで私は、初めに執行部の当時これにかかわった人たちというのは、九人いらっしゃるわけですけれども、そのうちに両助役、収入役それから建設部長が、もうおやめになっておりますから、ここでは実際に、どうしてこんなことになったのかということは聞かれないのですけれども、あと残っている企画財政部長、当時の観光経済部長、福祉保健部長、それから企画調整課長、財政課長、この五人の方は残っておるのですけれども、これについて、民意というものは必要なかったのかどうなのかということ、この中からどなたが答えるかはわかりませんが、ただ、行政のみでこういうことがどんどん進んでいったのか。なぜ進んでいったのか、その理由はどこにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

私は、今言いました別府競輪環境整備委員会の、競輪事業課が事務局を担当していましたので、その内容についてお答えいたします。

まず、この場所の選定の経緯についてですけれども、これは平成十一年の九月の第三回定例市議会の一般質問の中で、競輪事業の周辺対策には、そろそろ側溝、舗装整備ではなくて箱物の建設をしたらどうかという声が上がりました。また、平成十二年五月に、市長の諮問機関として設立されました別府市競輪問題検討委員会において、コミュニティーセンターの建設についての答申がなされました。十二年九月の第三回定例市議会で、コミュニティーセンターについての建設場所等の具体的な提言があり、検討作業に入ったわけでございます。また、同年十一月の市政報告会の中で、地元からも具体的な要望がなされました。そういったところで、平成十三年度に助役、収入役以下の関係部課長で組織しました別府競輪環境整備等委員会の中でこの問題について協議するようになりました。その中で、周辺対策としてどの場所がいいかということで、コミュニティーを設置するには、競輪周辺の場所を新たに土地を購入してコミュニティーを建設するには、財源的にも難しいこと、市費単独で建設するのは難しいということから協議した結果、公益事業の助成金を申請するのが一番いいのではないかとということで、十四年の八月に、今回設置しようとしております平田町の弁天保育所南側の競輪駐車場の場所が適切ではないかと、その場所をもって申請をしようという判断に至ったわけでございます。

○二十七番（内田有彦君） 今、事業課長の答弁だと思うのですけれども、まさに今あなたが答弁したことは、行政側のすべての判断に基づいた決定なのですね。当初、これより前に競輪事業民間、あるいは議会も入った競輪事業周辺対策委員会、たしか小委員会があって、私もそれに入っておりました。そのときに初めて財団というものが存在をし、その

財団がそういう地域のためのつまりコミュニティー、地域周辺の地域の人たちのいろんな活性化、あるいは人の交流等ができるようなものであれば、三億円を限度としてそういうものがあるのだということがわかりました。ならば、別府市もそういう財源があるのだったら、その財源をこっちに持ってきて、そこでつまり競輪事業周辺対策地域というのは大体別府市の方で指定をしておるわけですから、その地域の中でそういうものをつくるということは、非常にいいことではなかろうかなという論議の始まりが、今回のこのあなた方がつくった競輪事業問題検討委員会に発展をしてきたと思います。当然そのときにはそういう答申を出しながら、今後そのことをなるだけ早く進めた方がいいのではなかろうかと。これは恐らく平成十年だったと思うのですけれども、十一年に一般質問としてどなたかが競輪事業周辺対策としての箱物をつくったらいかがかという声が確かに実際上がったわけです。

問題は、私が言っているのは、そういう箱物というものは、これは一遍つくれば少なくとも二十年、三十年は持つし、十分につくった以上はそれを活用しなくてはならん。ならば、その活用の仕方が間違っておれば、せっかくつくった建物がまさに生きてない。維持管理だけ市の方から毎年持ち出しをしながら、中身としてはそう効果がないというようなことがあってはならんわけです。そこをやはり一番市のそれこそ財政投下をしたつまり効果というものは、何をどういうふうにつくってこそ、その効果があるのかないかという判断が、市のあなた方がそこを一番計算する問題ではないかと思うのです。それは何といっても使う人たち、あるいはそこに建てる周辺の人たちのそういう意見というものが、これが一番大事だと思います。余りそう魅力がないものをつくった場合、人が「来い」といったって来ません。ならば、一生懸命動員をかけて来たって、これも切りがない。自然に、あそこに行く楽しいな、あそこに行ってまたきょうも過ごそうかと、そういうような施設があってこそ初めてその施設が生きるし、それこそ人の交流がそこから始まるし、まちづくり、あるいは人づくり、そしてそのことがその町を豊かにするということにつながるわけです。私は、それが原点だと思います。三億円欲しさというのは、ちょっと語弊があるかしれんけれども、三億円がただでもらえるのだ、だからそれに引っかけてとにかくつくろうという、そういうような発想ではなかろうかという気がしてこれはならんわけです。今、課長が言ったように、もう弁天保育園の場所が決定をしておる。では、だれがどこでそういう決定をしたのですか。この前、北部地区公民館においては、この説明、二回目の説明がありました。私は、一回目は行ってなかったのですけれども、二回目に説明を聞くと、そのときの説明は、当初の前市長の談話発表と少し違った説明をしたような経過があったようです。というのは、陳情に行った自治委員の人たちも、行かない町の自治委員さんもいらっしやると。それと同時に、建設場所が決定したやつを今さら何の陳情をする必要があるのだと、そういう格好で行かない人もあったような雰囲気でした。と同時に、そ

の場所ではその周辺地域の周辺というものの線引きも、以前は新川という、亀川に新川という川が流れておるわけですがけれども、新川から南の方という、そういう線引きがあったけれども、それも訂正をしますと。私も二回目ですから、よくわからないのですがけれども、つまり完全に地域指定を今の弁天保育園というのですか、横のその場所にもうずっとやっぱり決定をするという格好で来ておったのを、皆さんの意見はどうですかというふうに、これは恐らく市長の示唆というものがあり、もう少し市民の意見をよく聞きなさい、聞いた上でこれだけの三億という金はむだにすることはない、これはやはりまちづくりのために役立てるべきだという、しかし、それはやはり市民の人たちの多くの意見というものを聞き、その最大公約数をもって決めたらいかがですかという、恐らくそういうことが当該課あるいは助役や、あるいは部長等に市長から行ったのではないかと思うのですがけれども、当初の市民に対する説明会と少しニュアンスが違った。その中では、ある自治委員からの発言では、もう初めに場所が決定しておるのではないかと、それをもって今さら場所はどこがいいでしょうかとか、中身はどうでしょうかというのはおかしいのではないかと、そういうような質問もある自治会からも実は出ておったわけですがけれども、これについて、まずこういうコミュニティーセンターというのは、これは市民交流の場所で、当然これは福祉を中心としたコミュニティーというそういう形式をとっておるようでありましてけれども、やはり建物というのは、福祉を中心としても、そこには老若、若い人から高齢者までいろんな方々が、その施設があることによって、それが相乗効果をあらわす。

さっき言いましたけれども、人づくり、まちづくりとして本当に役に立つかどうか。これはやはり場所の問題が、私は大きいと思っております。あそこには、すぐ下には北部地区公民館という貸し館の、結構あそこもたくさん人を使っておりますが、そういうものがあります。逆に亀川の方を見たときに、ほとんど市の公共施設というものはありません。迷惑施設はたくさんあるけれども、公共施設はない。しかも、あそこは人口が密集をしている。若い人もたくさんおる、留学生もおる、商店街もある、お年寄りもたくさんおる。そういう今後一番課題となるだろう駅前周辺対策事業あるいは亀川の商店街を中心としたそういう活性化事業、そういうような大きな視点が、ここで、行政の中でもう少し論議をされる必要があるというふうに私は思えてなりません。

問題は、この五月二十一日付に来た、平成十五年度の助成金交付決定の通知というのが来ておりますが、これには助成事業名、助成事業の内容、実施の場所、助成金の限度額と、こういうふうにそれぞれが細かく指定をしているわけですがけれども、実施場所については、これは大分県の別府市というふうになって、助成の内容としては、当然周辺対策事業に係る地域、つまり別府市北部コミュニティーセンターの建設というふうに事業内容はなっておりますけれども、つまりつくる場所については、これはあなた方のおっしゃるような弁天保育園の横というふうには、この通知書では何にもないのです。これは当たり前だ

と思うのです。要するに財団法人の趣旨からいえば、周辺対策事業の一環としてその地域であればいいというのが、これが基本原則。何番何号に建てなければならないというような、そういうような補助の決定の通知ではこれはないようですから、私は、いずれにしましても、しかしこれは、恐らく九月の議会では具体的にこの辺の補正というものが、三億を限度とした、恐らく二割加算の三億六千万ぐらいのつまりコミュニティーセンターというものの予算が、六千万を中心とする予算が私は上がってくるのだというふうに思っていますけれども、まだまだ九月補正予算まで時期が十分にあるわけですから、私は、今の場所が本当にいいのかどうか、交通のアクセスから考えて、あの辺の周辺の人口等を考えたとき、そしてまた周辺対策地域という、つまり上人から浜田町までずっとあるわけですから、その辺の人口分布あるいは交通のアクセス等、いろいろなことから考えたとき、コミュニティーセンターが本当に福祉に役立つと同時に、まちづくりに役立つという、あるいはきのうもちょっと述べられておりましたけれども、留学生が今亀川のまちにはたくさん住んでおります。そういう人たちをもそこに巻き込みながら、大きく市民のための、まちの人たちのための交流のまさにコミュニティーセンターとしての役割をする。それが本当に一のことを付加価値を二にし三にする、私はそういうようなものでなければならないという気がしてなりません。

それで問題は、この決定の通知です。この決定の通知は、これは今あなた方がおっしゃるような場所では私はないと思うのです。場所が変わっても、これは当然助成金の対象になるというふうに判断をしますので、それはいかがなのですか。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 建設場所について、もう一回確認をさせていただきます。私どもは、平成十二年の九月の定例市議会で建設場所について具体的な提言がありました。また、同年十一月の市政報告会でも具体的な場所についての要望がなされました。私どもは、議員からの一般質問があったときには、すぐそれから調査に入ったわけですが、議員の意見というのは、やはり住民の意見だとして尊重して、私たちは調査に入ったわけですが、そして、その別府競輪環境整備等委員会の中でどの場所がいいかということについてやはり検討したのですけれども、新たな土地を購入するには適切な場所がない、それと市費でも難しいと。そうしたところで競輪場の弁天保育所の前の駐車場を一カ月にわたり駐車の利用状況を調査しました。九十八台の駐車台数があるのですけれども、一開催平均四、五台しかとめておりません。その四、五台が、競輪のお客様がとめているのではなくて、周辺の皆様方が開催日にとめられているという報告から、その場所が適切ではないかということで、場所を環境整備等委員会の中で決定いたしました。

また、あとについては……（発言する者あり）以上です。

○二十七番（内田有彦君） 課長ね、あなたの今言っていることは、何を指しているかということ、結局、競輪事業というものは先の見通しもなくしてあの広大な土地を、あれは買

ったのですよね、民間から。それが今は、買ったけれどもその効果がほとんどない。ほとんど入れる人もない。地域の人々の駐車場ぐらいにしかないから、それをしようなんて、これはとんでもない話ですよ。あなた方の失策ですよ。それだけの見通しがなかった。あれば買う必要もなかったのでしょうか。それを指して、余分なものを自分たちが買い過ぎたからその土地をそれに有効利用するなんというの、これはとんでもない発想ですよ。目的は何かということ、まず考えなければいかぬと思うのです。

それから、もちろんこの議場での議員の意見というものは、当然民意というものを反映させながら議会で質問する、これは当たり前のことです。私もその立場で発言しておる。ところが、その地域の周辺の人たちの、私が調べた結果では、では自治会の人たちが、自治会長というのは月に一回ぐらい自治会の会議を持ちますよね。そのときに、こういうこと、こういうこと、こういうことがあるが、では、皆さんいかがですかと聞いた自治会がありますか。少なくとも私が聞いた範囲では、私の町内の亀川中央町二区自治会では、そのことを正式にかけながら、二区自治会として行政に対して、そしてまた福祉協議会に対して意見として、あの場所よりももう少し町の活性化になる場所に求めてほしいという住民総意のそういう自治会としての意思というものを決定しておりますよ。では、あなたのおっしゃる平田町あるいは四の湯町、ずっとあるわけですがけれども、そこでそういう決定がなされ、そういう詳しい報告を町内にした経緯があるのですか。恐らくないと思うのです。この前のあなた方の二回目の北部地区公民館におけるその会合の内容を見ても、出てきた人たちそのものが、自分たちの意見を中心に話をしておるようです。少なくとも、そこには民意というものはないわけです。ないというのは、初めからこれは市の方が決めてきたところだから、自分たちが首出しを今さらしたってしようがないではないかというのが底流にある。

その手法というものは、非常に問題ではないかということ、私は指摘をしておる。そういうことがあってはならん。もしこれをそのまま建てた場合、だれかかれかいつも呼んできて、そしてあそこに人を集めるような、そういうような建物であったのなら、それこそ何のために建てたのかと。さっきも言ったとおり、三億が欲しいために、年間維持管理三千五百万等が要るそうですけれども、何十年もそれを出しながら、中身としてはそう大したことはないというものをあそこにつくる。三億ぐらいのものではないですよ、十年かければもう三億五千万円以上、二十年、三十年かければ十億近くのやはり市の持ち出しをもって、そして社会福祉協議会を中心とした、つまりコミュニティーというのですか、市民の交流の場というものをつくらうとするわけですから、それは社協が建てるものは社協以外に使ってはならない、そんなものではないのですよ。この財団法人の趣旨というものは、つまり迷惑施設として迷惑をかけておるのだから、それに対するまちの活性化、人づくり、いろいろなものに役立てば、それは何でも使えるというのが、この財団法人の助成の目的な

のです。たまたま今回の場合、法人格を持った社協、あるいは法人格を持った財団法人でなくてはならないという特別規定があったから、社協の方にあなた方が急遽引っかけて、社協の方としても余りよく中身はわからんけれども、しかし内容としては市が全部してくれるのだからという格好で社協が受けた。そういうふうにはこれは思えない。

ですから、私が言っているのは、建設場所については、財団法人としては、この決定通知書を見る限り、これはコンクリートでも何でもなし。しかし、これの補助交付の条件からすれば、少なくともこれは平成十五年度にはきちっとした工事ができるという前提があるわけですから、当然今年度中には、少し工期がおくれようとこれは絶対つくらねばならないという、誓約は間違いないと思います。市長として、新しい市長が、これについて交付申請を出したのですから、要は今の場所が本当にどうなのか、あるいはほかに市有地がないのか。私は、ほかに市有地はたくさんあると思っておる。ああいう場所、へんぴな場所というところとちょっとその辺の方々には……むしろへんぴというより静かな、非常に住みいようなあの辺は地域ですけれども、本当に住宅地域ですけれども、それよりも人がなるたけ通るような、交流ができるような、そういうような場所に、これはまだ変更の余地はある。しかし、恐らく九月議会では予算としては提案してくるでしょう。まだしかし、二カ月はゆっくりあるわけですから、当然その辺は地域の人たちの意見というもの、意見は、十人十色と言いますから、そんなに意見というのにはまとまりません。しかし、最大公約数と同時に、どこに建てるのが一番やはりそのまちに活力を生むのか、効果があるのか。これはやはり行政のあなた方の判断というものは必要です。それには、何遍も言いますが、交通の利便のよさ、人が来いい、そういうような場所を、今からでも遅くない、そのことを考慮すべきだという格好で、行政のそれに対するまだ幅があると私は認識しておりますから、それに対する御答弁をお願いしたいと思います。

○収入役（池部 光君） 私は収入役でございますけれども、先ほど議員の方からお話しありました前任の観光経済部長でございますし、また、別府市競輪問題検討委員会のメンバーでもございましたので、先ほど陳情の新聞記事等々のお話ございましたので、その辺の経過について若干お許しをいただければ御説明をさせていただきたい、このように思っております。

それでは、お答えさせていただきます。

先ほど議員のお話しありましたように、陳情の手順等について、決定の手順等についてでございますが、陳情につきましては、新聞にあった、今お話のようなことは、正直言って私、陳情の場にも立ち合わせていただきましたけれども、承知をいたしておりませんでした。当時、議員さんと地元の自治会長、さらに自治委員会の役員の方々数十名がおいでになりまして、早期着工といいますか、早期の事業の取り組みについて御要望があったということでございます。私どもといたしましては、先ほど課長からお答えいたしましたと

おり、競輪問題の検討委員会で場所等につきましても、決定した経緯は先ほどお話のとおりでございますが、そういうことで申請をし、手続きを進めていたところでございますが、やはり浜田市長からの最終的なお話、途中の経過報告等をする中で、当初六月議会に提案するということが事を進めておりましたが、市長から、地元の説明、先ほど議員からお話しありました、民意を反映させるという部分等々で、さらには実施事業主体であります社会福祉協議会の理事会等との決定の時間的なもの等々ございまして、一応事業は白紙でいま一度検討したらどうかというような御指摘がございまして、内部でさらに検討する中で検討いたしたところでございますが、しかしながら、場所につきましても、さっき事業課長からお答えいたしましたとおり、やはりあそこが最適であろうということで申請に至ったというようなことでございます。

そういうことで、現在地元説明会等々開催いたしておりますし、先ほどお話がありましたように、社協の理事会でも決定をいたしているところでございます。こういう手順的なものについて若干の説明をさせていただきますし、先ほどお話がありましたように、そういう六月の補正を、市長の指示もございまして、内部で検討する中で九月補正に向けて、現在福祉保健部を中心に地元説明会等々をやっておりまして、民意を建設に向けて反映させるべく取り組んでいるところでございます。

以上、説明をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○二十七番（内田有彦君） 今は収入役さんですけども、当時は観光経済部長だから、当然その検討委員会の一員としての重要な位置を占めておったのだと思いますけれども、あなたのおっしゃることは、これはまさに言いわけそのもの。あなたたちの手前勝手なことで決めたということ以外何もなし。私が言っているのは、民意というものは、少なくとも一〇〇%反映されなくても、意見というものを聞かんでこんなものを建てるなんということがあるのですかと言うのですよ。それがやっぱり行政の大事なことではないのですかと言うのだ。市長が変わったことによって、市民の目線という格好で、もう少し論議が不足しておりはせんかなという、これは市長の耳にも入ったと思いますよ。とにかく一方的にあなた方が全部決めて、そして決めたものを陳情に持ってくる。陳情に来る人は、余り中身はわかりません。何がどうできるかわからない。とにかくいいものができるのだったら、できんよりはいいわという、そういう簡単なような状況ではないかという、そういう自治会の発言もありましたが、問題は、だからあなたたちの発想は、そういう言いわけではなくして、私が言っているのは、弁天保育園の横の空き地以外には絶対できんのかどうなのか。この内示を見る限りには、そんなことは書いてない。「別府市」という。「別府市」というのは、周辺対策事業のその地域を指すわけですから、何もあそこでもなくとも、私はできると思っておる。ただ時期的に、あるいは場所が、では別府市有地がそこにあるのか、あるいは民有地があっても、それを本当に市有地並みの条件としてそこが取得でき

るのかどうなのか。その辺のことはあるけれども、全く幅がなくそのまま強行しようとしているあなた方の姿勢に、もう少しその辺では民意というものを汲み取り、そして今絶対という場所を財団としては、別府市として指定しているわけですから、弁天保育園の跡の何番何号なんという指定はしてないのですから、当然その辺では許容の範囲に入る、ならば遅くはない。

箱物については、この前も社会福祉協議会の方から、三階建てについてああだこうだという説明をしておりましたが、これについてももったいないなど。やはり一般の人、健常者あるいは子供や、あるいは壮年の人たち、いろいろな人がやっぱり集まるような、そういうコミュニティーというセンターが私はあるべきだというふうに、そう感じましたけれども、そういうものが十分にできる様子があるのですから、そこが一番ポイントだと思うのです。そこのところをきちっとしながら、そしてわずかですけれども、こういう多額な投資をして、少なくとも二十年、三十年は持つ、そういう建物なのですから、そこを今からでも遅くない、それをやはり再検討すべき、そういうふうに私は思うのです。簡単に答弁をお願いします。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

社協の方に、財団の方から決定通知書が来ております。その中で実施場所が、「大分県別府市」となっておるということでございましたが、社協の方から四月三十日付で申請しました申請の場所でございますが、「別府市平田町一四の二四」という場所を記入して申請いたしております。ですから、私どもといたしましては、この場所で決定されたものと思っております。

それから、この決定通知書の書き方でございますが、すべて自治体名で記入するということを報告を受けております。

○二十七番（内田有彦君） 私は常々思うのですけれども、やっぱり行政というものは、とにかく幅が、私は、あなたの考え方は幅がなさ過ぎると思うのです。それは確かにそういうことを協議会としては財団法人に場所まで含めて申請をしたと思うのですね。しかし、財団としては、場所の変更は、私は可能だと思うのですよ。その辺は話し合い一つでできるのですよ。決まったから、もう絶対これしかないことはあり得ん。そこがもう、そういうことは決まり切った、決まり切った。しかもこれは全部トップダウン、トップダウンで来て、地域の人たちの意見なんて挟む間もない。何となく「ああ」といううちに、これが建とうという。そこに私はものすごく行政としての幅のなさ、そしてまちづくりとして何を考えておるのかなと思うわけです。

あの周辺にはそれに類似した施設はある。類似施設がないようなところにこそつくって、初めて相乗効果がわくのではないのですか。だから、その辺の幅の狭さというものをあなた方は認識して、財団法人を通してみなさい。そんなことはないと思いますよ。場所がこ

こだったらする、こだったらせんなんかないと思う。この地域の範囲では、財団としては十二分に可能性がある、私はそう思うわけです。それを気にすること自体に部長そのものも、あなたの行政のやっぱり視野の狭さというのがそこにあるわけだ。もう申請したからこれ以上はだめだろうと。そんなことはない。だめだったら、ちゃんと決定通知書には何番何号まで打ってきますよ。これは別府市として財団法人が出したということですから、それはあくまでも北部地区コミュニティーセンター。場所については、変更はそう、もちろんやっぱり財団としてもそんなにころころ変わるのかな、そんなに計画性がないのかなということは、それは思うでしょうけれども、しかし実際ないので、実際行政の方がトップダウン方式でどんどん来るものだから、こういう問題が起こっただけの話ですよ。あなた方にあげてこれは責任があるし、これをつくった後、まあ、つくった後はあなたたちは退職して、そのときはおらんかもしれんけれども、あんなものをつくってくれたなと言うのか、よかったなと言うか、これはまだわかりません。わかりませんが、少なくとも今の場所よりも亀川の中心部の場所は、市有地だって幾らでもあるのですから、変更できるのですから、それはもう大いに効果的には違うということはっきりしておるので、その辺、もう時間がないから、もう一遍再度そこら辺を早急に検討して、そして変更できるかできんか、私はできると思いますから、それによって、また自治会と色々なことで決めてほしいと思います。もうこれはこの点で、とうとう時間がなくなりましたから、これでやめます。

次に、別府総合体育館ですけれども、これは鳴り物入りですばらしいこの体育館についての建設準備室をつくって、過去長い間、大変御苦労をしながら、私の知っておる市の議員等も早速調査に行きたいと、日本でもすばらしい機能を備えたそういう体育館ができたということを知ったというふうに、情報というものは早いもので、どんどん流れるのだと思うのですけれども、来たいということが来ておるのですけれども、私は、中身は見たことないので、この案内を見る限りでは、別府市というか、この種の規模からすれば、恐らくかつてどこにもないだろうというような、私は、そういう体育館が、建設室のそれこそ夜も寝ないような格好で相手の業者と打ち合わせをしてすばらしいものができるなというように拝見しております。

問題は、これだけの立派な施設ができた。では、これが今度はスポーツ振興課に移管するわけですね。もう時間がないからこれは余り触れませんが、要は、この施設が常時というか、できるだけスポーツ観光としてはもちろんですけれども、一般の市民の人たちがここをやっぱり使うということ、市民スポーツとして体育のいろんな向上として。つまり年間三百六十五日、恐らく六十日ぐらいが休みになると思うのですけれども、三百日のうちほとんどあそこで何かかんかしているなということがなければ、これは全く意味がないのです。

あなた方の、この前……、これは言いたいことはいっぱいあるのですけれども、もう今三十三回は大きな大会が決まっている、そういうふうなことを言われておりましたけれども、私にしてみれば、三十三というのは、ことしの七月十八日から来年の三月三十一日まで三十三です。私が日数を数えたら、二日あったり、あるいは一日で終わったり、四日かかるのもあります、見ると。そうすると六十六日間はそういう全国大会あるいは県大会、あるいは九州大会とか、いろんな大会がずらっと入っているわけです。三十三というと、何かしらいかにも大きく感じるけれども、これは一週間に一遍、三月まですると、七月からすると七、八、九、十、十一、十二、一、二、九カ月。しかし、もうこれは七月は中旬以降閉めておりますから八カ月としますと、そうすると八カ月を休館日をのけて計算してみますと、約六日に一遍から七日に一遍、一週間に一遍しかないのですよ。あとはみんな電気は消えておるのですよ。そうすると、あと残りはどうするのかということになる。稼働率として大体一五％です。だから、これはもう今からこんなもの、これは今まではすばらしいものをつくった。建設室の責任でつくったわけですが、後はあなた方のスポーツ振興課が、これをどこまでどう利用しきるかということにかかっている。

それには、まずスポーツ観光というならば、当然各種によるイベントの誘致ですね。誘致体制は、あなた方の言う十五人体制で果たしてできるのかどうなのか。と同時に、市民の方々がそこにどんどん来るようなそういう施設ができるかどうか……

○議長（清成宣明君） 二十七番議員さん、時間がまいりました、簡潔にまとめてください。

○二十七番（内田有彦君） 一番問題なのは、条例事項にあるのかにかかわらず、あなた方はその条例事項を実施してない。これをやっぱり立ち上げるべき。これが一番問題です。（発言する者あり）十秒。別府市スポーツ振興審議会の中に条例があるのです。ぜひこの条例によってこれを立ち上げながら、そこと連携をとりながら、体協と連携をとりながら、いかにその穴埋めをするかということは、これは課題ですから、またこの次の議会で改めてやりますけれども、そのことを早急にしてください。

○十一番（松川峰生君） 議長にお許しをいただきまして、質問通告の順番を少し入れかえさせていただきます。一番、二番、五番、四番、三番というように。なお、二番の六番を持ってまいりますので、担当の方、どうぞよろしくお願いします。

まずは、今回、新しい市長さんをお迎えして、市長さんの政治理念、大変私とよく似ている部分があります。（笑声）まず、清くまじめでわかりやすい政治、市民が参加できる政治、国際交流を深める政治。私の政治理念は、小さな意見を大切に、一人一人の声を大切に、目にしたこと、耳にしたことを政治に生かすことを政治理念の原点といたしております。信条といたしましては、清く正しく美しいというのをモットーにいたしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、一番の住民票の氏名振り仮名記載について質問をさせていただきます。

この問題、取り上げた原点は、実はいろんなまず問題があります。一つは、毎月市から出ていますこの市報の中で、一歳の赤ちゃんのお名前が出ております。見るのですけれども、大変近ごろのお父さん、お母様、名前が難しく、これ、市報については平仮名を打っていただいていますので、すぐ読めますけれども、いろんな難しい名前が載っております。これがなければどうして読むのかな。たまたま、後でも少し出てまいりますけれども、今、幼稚園の入学式や卒園式に行きますと、卒業名簿や入園名簿をいただきます。校長先生が読んでいただくので、名前を鉛筆で書きます。それだけ難しい名前が出てきております。また、市民の方、特に御商売をなさっている方からもこういうお話があります。住民票をいただくのですけれども、大変名前が読みにくく、また間違ったら悪いので、せっかくだいたいののですけれども、再度いただいたお客様に名前の確認をしているというのが状況なので、私もその時点で早速市民課の方に問い合わせて、この住民票の名前に平仮名の記載はできないかということをお尋ねしました。それから、これが記載できない理由が、法律で、条例か何かで決まっているかどうかという確認もさせていただきました。その時点のお答えでは、別にそういう規則はないというお答えをいただきましたので、こういうことも市民サービスの向上の一環になるのではないかなと思うことで、今回質問を上げさせていただきます。

本市におきまして、住民票の名前が、現在記載されておりませんが、今後、この名前につきまして、記載することが可能か、あるいは不可能か、その辺のところを御答弁いただきたいと思えます。

○ 亀川出張所長（村上幸雄君） お答えさせていただきます。

お尋ねのとおり、住民基本台帳は、住民を対象といたしました住民の利便の増進を図るためにございます。それと同時に行政の基礎となるべきものであるというふうに認識しております。現在、当市におきましては、住民票の写しに記載されております氏名には、振り仮名は記載されておりません。そのため、本人以外の方が読む場合に、氏名を正確に読むことが読みづらいということがございます。住民票の写しの氏名の振り仮名の記載につきましては、法令の、これは住民基本台帳のことですが、通常のお名前、それから生年月日、続柄等の項目でございますが、それ以外の規定はございません。しかし、事務処理要綱というのがございまして、この中に、「氏名にはできるだけ振り仮名を付することが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法を取り、誤りのないようにしなければならない」というふうなうたっております。したがって、実施する際に、市民それから全員の方々の振り仮名の確認等の同意が必要であります。それと住基システム及び住民票の写しの様式の変更等も伴いますことから、今後、費用に対する効果等も十分検

討しながら、関係各課と協議を重ねてまいりたい、このように考えております。

○十一番（松川峰生君） 県下十一市のうちで実際に振り仮名をつけている市は、何市ありますか。その中でどのような過程でこの振り仮名をおつけになったのか、もうわかればお聞かせください。

○亀川出張所長（村上幸雄君） お答えいたします。

県下では、四市が振り仮名をつけているようでございます。その中で日田市さん、それから臼杵市、それから竹田市、豊後高田市が、住民票の写しの氏名に振り仮名がついている。それと、その過程のところをお聞きしましたところ、端末とかそういった作業をするときに、当初からそういった氏名に振り仮名を導入しておったというふうに聞いております。

○十一番（松川峰生君） 出張所長の手元にも資料が行っていると思いますけれども、私の方も調べさせていただきました。この四市につきましては、ほとんどが、全部四市苦情なく、違和感なくという。ただ、先ほど御答弁いただきました中で、それぞれ市民に確認しというところは、言っておりますが、これから、先ほど申し上げましたように、すぐ読みやすい名前。手前みそになりますけれども、私の孫も昨年十月二十二日に、家内の入れかわりで男の子が生まれました。名前は何にしようかということで、私が、みずから名前をつけさせていただきました。これは、どなたが見てもわかりやすい名前、「松川平蔵」という名前をつけさせていただきました。わかりやすければいいのですけれども、なかなか難しい名前も出てまいりますので、ぜひ前向きに検討して、費用もかかるかわかりませんが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、これから長い市政の中でむだな手間、これを省くことも市民サービスの向上になる、そのように思っております。どうぞその点を踏まえて、今後執行部の中で御検討いただきますようお願い申し上げまして、この項の質問を終わります。

次に二番、先ほど申し上げましたように、六番の別府市立高校の施設改善の現状について。

議長のお許しをいただきまして、市長に写真の提示をしたいと思いますが、よろこばいましょうか。

○議長（清成宣明君） どうぞ。では、事務局。

（事務局、写真を市長に渡す）

○十一番（松川峰生君） 費用の関係で市長のみです。（笑声）執行部の前段の方は、一緒に見てください。

それでは、まず別府商業高校、いよいよ平成十八年に創立五十周年を迎えます。平成十四年までの卒業生が一万二千二百六十名と、私はそのように記憶いたしております。先般、六月十六日にも学校の方に顔を出し、事務長は大変お忙しかったのですけれども、小一時

間ほどお話と、また館内を一緒に見て回らせていただきました。私が学んだ学舎もまだそのまま残っている状態もあります。いつも行きますけれども、懐かしさと、また先生方の一―当時私を教えてくれた先生方―もう、中に、ほとんど退職されていますけれども、非常勤の先生でおられて、いつも懐かしく昔を思い出します。

ところで、今、施設における商業高校の現状は、事務長、どのようになっていますか。

○別府商業高校事務長（若杉数幸君） お答えします。

本校は、市内唯一の商業高校として、コンピューター設備に関しては他校に引けをとらない設備を備えております。しかし、校舎は本館が三十二年、一号館が三十一年、二号館は三十六年、三号館は四十四年と、新しいもので三十一年、古いもので四十四年を経過しています。昨年までの三年間ですべてのホームルーム教室と職員室をリニューアルしていただき、授業環境が整いつつありますが、リニューアルしてないトイレ、廊下、壁などの傷みが見受けられる状況です。将来には、全面新築が望ましいが、当面は上記箇所のリニューアルをして、県立高校並みの環境の中で生徒を迎え入れたい。

○十一番（松川峰生君） 今、事務長の方からお答えいただきましたように、とても県立高校と比較した場合、隣の青山高校はもう例えば耐震診断をし、耐震の工事も終わっております。それと比較しますと、十年、十五年のおくれは歴然といたしております。

今、市長の方に写真をお渡しいたしました。「学校要覧」というのがあります。その一番最後に、恐らく市長さんはまだ就任されて浅いので、商業高校のすべては見えてないと思いますし、助役さん、収入役さんもまだ見てないと思いますので、たぶん学校からこれが行っていると思いますから、一緒に見ていただければ。一号館がどこにあるか、それを見ないと、なかなか私の説明で何を言っているのかわからない地点があります。

まずは、写真の一番目、そこに「一号館」と書いています。それが、先ほど事務長からありました中の一点、女子のトイレでございます。例えばトイレ一個とりまして、今子供たちも生活環境、住居の環境、大変皆日本はすばらしく、別府においてもほとんどが、皆さんそれなりの環境の中で生活をしていると思います。ちなみに先般、テレビでも、恐らく新聞でも皆さんが見られたと思います。中国の瀋陽日本大使館に八ミちゃん一家が入って、最終的には韓国に亡命し、そして、先般日本に来たときに、私もちょうど昼のテレビで見ることがありました。その中で、インタビューの中でこのような話がありました。韓国に行って一番びっくりしたことは、トイレに入って余りにもきれいだったものだから、トイレが出なかったという話を聞きました。向こうの状況が一―話すと長くなるのですけれども一―余りにもきれいでトイレが出なかった。逆に言いますと、子供たちがそういう環境の中で、家でそういう、トイレ一個挙げますと、している中で一―今、市長さんのお手元にあります一―こういう状態のトイレで果たして本当に、トイレというのは大事なところですよ。これを見た限りでも、そういう環境がいいのかどうか、歴然としていま

す。これは長い別府商業高校に対する施設改善の中で……、すみません、今行ったようで、一ページ目を開いていただければ。はい、それが現状でございます。車でもすべてのもの、きれいであればやはりきれいにします。もし汚ければ、やはり汚いような感じに人間の心理としてなっまってまいります。これは、長い商業高校の施設改善において、後から課長の方からも御答弁をいただきますけれども、予算一個にしても、もう少しずつやっている状態では間に合わないというのが現状でございます。

また後からお聞きしますけれども、現在、別府商業高校の施設の現状はどのようになっているか、教育委員会の方から御答弁いただければ。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今、事務長の方から校舎についてお答えさせていただきました。それ以外の施設、例えば柔剣道場などは全部で九棟の施設があります。このうち四十年以上経過した建物というのが一棟ございます。三十年以上が四棟、三十年未満が四棟となっております。

○十一番（松川峰生君） もう先ほど私の話の中でありましたように、私が入ったときから変わってない校舎もたくさんあります。その写真の中でわかりますように、校舎の廊下側は工事を入れてもらっていますけれども、窓側の方ではまだ鉄のサッシがついていますし、扉も鉄の扉があります。とても何かあったら、子供だけの力では開けようもないのが現状でございます。

今後、これから商業高校の施設に対する取り組み方についてもまたお聞きしますけれども、やはり子供たちが本当に商業高校に来てよかった。商業高校の環境はどうなのか、また、今、高校入試を受ける前に事前に見学会といいますか、事前に来る説明会といいますか、それぞれの子供たちが、自分がどの学校に行きたい、どこの学校を見たいというシステムがあります。恐らく商業高校も来ていますけれども、三号館の手前、ここで言いますと、二号館から三号館に渡りますと、私が十六日感じたことだけ言いますと、トイレの臭いがまともにいたしました。事務長に、「これはきょうだけですか」とお聞きしましたら、「いえ、もうほとんどいつもです」と。「ここはとてもお客様を案内する通路ではございません」

事務長にもう一点お聞きします。今、検定試験があると思います。それは年何回ありますか。

○別府商業高校事務長（若杉数幸君） お答えします。

年間、全商・日商前期の簿記、また珠算を合わせて、合計で三十七回あります。

○十一番（松川峰生君） それだけの回数、どの館で試験を行っていますか。

○別府商業高校事務長（若杉数幸君） お答えします。

検定試験の使用は、一号館、二号館を使っております。

○十一番（松川峰生君） その一号館、二号館も、今、市長さんのお手元にあります、そ

ういう通路を通して参ります。一回、お昼に行っていただくとわかりますけれども、お昼でも電気が必要な場所。

また、そちらにありますけれども、壁の色、それから外のさびた場所、すべてそちらに写っているとおりです。この写真機、そのまま撮れますから。

それから、やはりこういう中で子供たちが本当に心身ともに勉強しよう、頑張ろうというような果たして環境が生まれるかどうか。少なくとも別府商業高校、県下で唯一の市立高校で特色ある学校づくりも、校長先生初め諸先生方、事務の皆さん、頑張っておられます。先ほど申し上げましたように、十八年には五十周年を迎えます。この状態で本当にいいのだろうか、子供たちが満足しているのだろうか、本当にこの学舎で思い出多き三年間を過ごせるかどうか。それは確かに施設だけの問題ではないと思いますけれども、やはり施設は大きな要因の一つであろうかと、私はそのように思っております。

さて、この施設にこの何年間、金額的にはどのような金額をかけて実施をしたか、お答えいただければ。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

平成十年度以降を見ますと、十年度が三千五百万、それから十一年度一千百万、十二年度が三千七十万円、それから十三年度が三千六百万円、十四年度一千九百九十万円、本年度が二千十四万九千円、平均で大体二千五百万円を投入しております。

○十一番（松川峰生君） 平均しますと二千五百万、ちなみに今年度は何か、バリアフリーのトイレ、それからバリアフリーのスロープをつくったと聞いております。二点、その予算の中でやっているのか、別枠か。その費用がどのくらいかかったのか、それをお答えください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

本年度の二千十四万九千円の中で執行しております。今言われましたバリアフリーですね、これにつきましては、一号館と二号館の間の渡り廊下のスロープ、これに、まだ予算の段階であります、七、八百万かかるのかなと。それから、ことしはワープロ部を、コンピューターの方に変えますので、そのフリーアクセスの床にするということで四、五百万程度、そこら辺がかかるのかなと思っております。

○十一番（松川峰生君） それから引きますと、ざっと見てもあと残る費用は、使える費用は一千ちょっとですね。これではなかなか大きな改装はできないと思います。確かにこれからは予算についても本当に必要なものをどんどんと申請して、最後は財政課との打ち合わせがあるかと思いますけれども、財政課長にも費用の面、お金の面、今いろいろ教えていただいて、私も勉強いたしております。

ここに、安部課長の方から資料をいただいております。大規模改造の場合は、やはり一億から二億かかる。大変なお金だと思います。しかし、小学校や中学校と違って、これは単

独事業でやるしかないのですよね。このままの状態ではたっておくのか、それとも今後どのように別府商業高校の施設をするのか。以前は、私が言った目、それから先生方から聞いたこと、それから皆さんの中での話。今は違うのです。卒業生や保護者や子供たちからも聞くことがあります。

先般、別府商業高校の職員と保護者の集いがありました。市長さん、大変お忙しい中、来ていただいて、食事もしないで帰られまして、大変市長さん、その後の食事、おいしかったです。あなたの分は吉富議員が食べましたので、（笑声）その分を御紹介させていただきます。

その中で、市長さんから大変心強いお言葉をいただきました。きょうは、私、松川と吉富議員と池田議員が参加させていただきました。どうぞ何かございましたら、三人の議員さんがおられますので、よくお話をしてください、というお言葉をいただきました。なかなか学校は商業高校だけではないと思います。しかしながら、私は、まあまあのところであればいいけれども、この写真を見て、ぜひ一回、別府市の学校です、市長さんも私も議員も、どこに行っても我が別府商業高校、市立の高校を見に来てください、と言われるような学校にしなくてはいけない、私はそう思います。ぜひこれからそういう方向にまた向いていただかねば困るし、またやらなければならないと思っています。

今後、施設について、あるいは実施計画、予算の要求の段階で今までどおりのやり方でやっていくのか、あるいは学校当局と直接やっていくのか。そのところは難しいのですが、これからの展望、予算要求について、課長、どのようになっていますか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

施設整備につきましては、これまで学校側の要望、そういうものを私ども教育総務課の方でお聞きしております。その聞いた中で教育委員会全体の中での調整を図りまして、関係課に要求してきたところでございます。学校側の意見・要望がすべて伝えられていなかった面もあるかと思います。来年度以降、ことしの実施計画からになりますか、学校側が直接そういうふうな要求・要望できるような方向で検討したいと考えております。

○十一番（松川峰生君） 大変心強い御意見、ありがとうございます。

教育長、教育長は、この商業高校の今の私の問題、それから市長にぜひ一言ずつ御意見をいただきたいと思いますが……

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、十一番議員さんから写真も見せていただきましたし、学校の実情も私も何度も学校に足を運んでおりますから、およそわかっております。私もこれまで市内の中学校に勤務しているときに、教育長として、それから一般の教諭として学校を見てきておりましたけれども、よくその学校は安定してうまく子供たちも授業を受けているかどうかというのを見るときにどこを見るかというと、生徒指導をしているときにはまずトイレを見ると。ト

イレを見ると、トイレがどういう使われ方をしているかによって、大体その学校の子供の日常生活がわかるということ、それから玄関といいますか、靴脱ぎ場のところで子供たちがどういうふうな靴の脱ぎ方をしているかということで、大体子供たちの実態がわかるというふうに私どもは認識しております。

そういう中で、今見せていただきましたけれども、これはやっぱり今後担当課と十分相談しながら何とかしなければならぬという感じがしますし、また中学校に私が勤務しているときに、例えば廊下のPタイルがはげたりとか、あるいは壁が、掲示物を張るところのクロスがはげたりとか破られたりとかいうようなときには、教職員がみんなでそれをできるだけ金がかからない方法でということで、一般教員るときには、教育総務課にお願いして原材料だけ買っていただいて修理したこともあります。いずれにいたしましても、また子供たちが毎日生活する環境が、先ほど言いましたように、やっぱり落ちついた環境の中で生活していかないと授業にも身が入らないでしょうし、子供たちの日常の生活指導でも落ちついた生活ができないというふうに考えております。今後、十分また担当課と協議を詰めていきながら、私のできる範囲で一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員の別府商業高校を思う気持ちが、十分に伝わってまいりました。この写真を見せていただきまして、私も別府商業高校には何度も足を運んでいます。このトイレまでは見ておりません。現場主義でございますので、ぜひ近いうちに見せていただいて、実態を十分に把握をしたい、このように考えています。いずれにしても、県下唯一の市立高校でございますし、別府商業高校が、やはり全県下にすばらしい学校であるという体制づくりは責任があるというふうに思っておりますし、今、文武両道、スポーツ、すばらしい実績を残していただいております。そういう意味で心、中をしっかりと頑張ってください、皆さんにこたえるためにも教育環境の整備というのは、行政の責任であるというふうに思いますので、そういう方向に向かって一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願います。

○十一番（松川峰生君） 市長さん初め教育長さんの本当に温かいお言葉、ありがとうございます。ぜひそのようなことで商業高校のこと、私たちも一生懸命頑張ります。あわせて、みんなで誇りある市立商業をもり立てていきたい、そのように思っております。特に事務長あるいは総務課の課長さん、いつも予算的に大変御苦労があるかと思いますが、ぜひそういうことなので、一緒に新しい未来に向けて、先ほど申し上げましたように、子供たちが本当に商業高校に来てよかった、また、自分の心の中にいつまでもある学舎であるというようなことで、そういう思い出をつくってあげることも行政の責任であろうと私は思っております。どうぞ先ほどの意見、早速取り組んでいただきまして、商業のこれからの未来、一緒に力を合わせていきたいと思っています。

なお、最後に一言になりますけれども、ちなみに、今大変子供たちもいろんなところから集まってきていただいております。先般、一緒に学校を回ったときに、もうヒアリング教室、部屋もありません。今、ヒアリングは会議室で行っております。その前のヒアリング室にはいろんな物を置いています。それが現状です。市長さんだけでなく執行部の方たちも、別府市立商業である以上、皆さんもぜひ一回見に行っていただきたい、そのようにお願いして、別府商業高校、この項の質問を終わります。

次に、小・中学校の入学式の現状について。

先ほども少し触れましたけれども、ことしも私はちょうど校区が緑丘でございます。緑丘幼稚園の入園式、卒園式、学校の入学式、卒業式にも参加させていただきました。入園式にはかわいい子供たちがおって、知っている子もおって、手を振ってもらったこともありますし、また保護者の方にも大変いい雰囲気の中で行われました。特に今回、この質問の項を挙げましたのは、緑丘小学校の卒業式で子供たちが大変大きな声で「君が代」を歌いました。まさかと思うぐらいな、大きな声でした。ちょうど自治会の皆さんやいろんな方が小学校の場合は卒業式に来賓としてお見えになります。ほとんどの方が感激と感動を覚え、私自身も感激と感動を覚えました。これは、恐らく緑丘小学校の先生方が、この国歌を歌うように指導しなければ、子供たちは歌えなかったのではなかろうかな。ただ反面、子供たちは一生懸命歌うのですけれども、先生の声がなかなか聞こえないというのが現状です。そこを教育委員会はどのように考えているか。また、市長さんも、私は隣の池田議員から、市長さんはどのくらい実践、教鞭をとられたのですかと、昨日質問をさせていただきました。恐らく十年前後だろうなというお答えをいただいたので、市長さん自身も直接その場におられたと思うし、また議員生活になってもいろんなところで卒業式、入学式も行かれたと思います。また、これから市長さんになっても、それぞれのその時その時の立場がありますけれども、現在の立場で結構です、現状をどのように思いますか。どうぞよろしくお願いします。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

私自身、市内の中学校で一般教諭をしたこともありますし、管理職をしたこともあります。その中で何度も卒業式を迎えてきましたが、最近の例を挙げてみますと、今、十一番議員さんがおっしゃったように、子供たちがだんだんと大きい声を出して歌うようにそれぞれの学校はなってきました。もちろん教育委員会でもそういう指導はしてきておりますけれども、そういうふうになってきているというふうに私も認識、私は、昔に比べますと、だんだん大きい声を出してきているというふうに思っております。

教員のことについて今出ましたけれども、確かに教員の声はまだまだ小さいなというふうに思っております。私ども、校長会等を通じて、学校ではこれは一つの儀式ですから、儀式のときの国旗・国歌については、その時期の前には必ず強く指導しておりますし、今

後とも続けて教員も、それから式場のやっぱり雰囲気というのが、一つの大きな儀式ですから、その儀式の雰囲気というのがありますから、その中でどういうふうにやったら一番いいかということで私どもは考えておりますが、今後とも先生方については指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

国際化の進展に伴いまして、現在、子供たちが国際社会の中で日本人として自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することは重要であるというふうに認識をいたしております。そういう主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することが必要である、重要である。その内容に国旗・国歌の指導も含まれているということは、周知の事実でございます。国旗・国歌につきましては、過去に不幸な歴史があったことも事実でありますし、さまざまな意見があることも存じております。しかしながら、平成十一年八月に、昨日も申し上げましたが、国旗・国歌法が成立をいたしました。長い間の論争になっておりました日の丸、「君が代」が、国旗、国歌化ということで、一応終止符が打たれたというふうに、この点については認識をしなくてはならないというふうに思っております。しかし、現在は、平和憲法のもとで世界の平和に貢献する日本人としての生き方を子供たちにしっかりと指導するということが重要であるというふうに考えております。緑丘小学校の子供さんたちの姿は、そういう意味ですばらしいと感じますし、また先生方の指導も当然あったというふうに踏まえます。しかし、保護者の中には、まだまだそれぞれに主義主張があるわけでございますので、個々の方々の意思に任せるしかないというのが現状ではないでしょうか。行政がそれを保護者にまで強いるという状況にはないというふうに考えますし、また教職員については、子供たちを指導する立場からいえば、当然歌うべきであるというふうには考えております。

○十一番（松川峰生君） 今、市長さんが御答弁いただきましたように、保護者については、なかなかそこまで強制することは難しいと。私がお願いしたいことは、それはまた地域や、またPTAや皆さんでお話ししていただければいいと思っております。特に先生方をしっかりと教育委員会が指導、また校長会も、通達だけではなくて、みずから教育長が行って、このようにやるのだということを、また、今、市長さんがお答えになっていただきましたように、市長さんもこのような考えであるということも伝えていただきますようお願いしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、安全対策の現状について。

これは、平成十三年六月八日午前十時、もう新聞等で出ました池田小学校に宅間被告が包丁を二本持って侵入するという大きな事件で、ようやく先般――新聞等で――和解が合意した。大変よかった、そのように思います。しかし、その中で設置責任者の問題、つまり別府市でいうと市立小学校、別府市の問題、よく私も含めて「のど元過ぎれば熱さ忘れ

る」ということがあると思います。別府市の中で、先般も青山小学校、前学校教育課長の小畑校長先生が、不審者の訓練を行っていました。私、新聞で見まして大変、さすがに小畑先生だなと感銘いたしました。今現在、別府市ではどのような安全対策が行われているのか、御答弁いただければ。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

私の方から学校施設・設備面について、まずお答えさせていただきます。

この事件の後、直ちに出入り口、限定するために看板、「許可なく立ち入りを禁ずる」というやつですが、この看板を設置するとともに、緊急時の対応として火災報知機の利用をお願いしております。あわせまして学校の外回り、ブロックなど、これの点検を行いまして、死角となる部分がありましたので、それを見通しのよいフェンスに変更しております。それから、その後各学校へ安全対策、これに対しての施設整備のアンケート調査を行っております。これについて一番希望の多かったもの、これがインターホンとなっておりますので、昨年それからことし、二カ年で全学校にインターホンの設置を現在やっております。ことしの夏休み明けにはすべて完了する予定であります。それから、ことしの五月から、学校訪問者に対しては、これまで名札ですね、これを全く用意してなかったので、首からつり下げる名札、ゲストカード、これを用意いたしまして、学校の受付で来ていただいた時点でお渡しして、遠くからでも来訪者であることがわかるような対策を講じております。

○学校教育課長（利光弘文君） では、児童・生徒の指導面についてお答えをさせていただきます。

平成十三年度は、不審者だけを想定し避難訓練を実施した学校は、小学校の三校で、他の小・中学校では火災や地震を想定した訓練に合わせて実施をいたしております。平成十四年度は、不審者だけを想定し避難訓練を実施した学校は、小学校七校であります。

なお、平成十五年度につきましては、先ほど議員さんも御紹介していただきましたが、青山小学校、鶴見小学校では、不審者が学校に侵入したと想定した訓練を、警察等の関係機関と連携して訓練をしております。他の小学校につきましても、今後、今年度中に全部やるように計画をしております。中学校では、火災、地震を想定した避難訓練の際に、不審者に対する内容も含めた訓練が主となっておりますが、山の手中学校のように警察の方を招いて、教師や生徒が護身術の講習を受けるという取り組みもなされております。今後、発達段階に応じて不審者に対する訓練、そういうことに取り組むよう指導してまいりたいと思います。

また、十三年九月議会で学校周辺の方、そういう方からの協力を求めて情報収集等に努めることも一つの大きな意義があるのではないかという御提言をいただいておりますので、そういうことにつきましても、今後繰り返し指導を行ってまいりたいと思っております。

○十一番（松川峰生君） 私も前議会でこの安全対策、一部取り組ませていただきました。今、安部課長の方から、いろんな施設についてはそれぞれ学校に行きますと、名札を下げさせたり、あるいは学校には関係のない方は立ち入り禁止。それなりにできる範囲の御努力は十分理解いたしております。しかし、この安全対策は、ここまでしたら絶対安全だということはないと思うのですね。いつも学校で緊張感を持って子供たちを守っていかなくてはならないと思います。それは学校だけではなく、やはり地域や家庭や皆さんと連携して行うことが一番重要だろうと思っております。

教育委員会から学校に、特に日本にあります通知・通達主義。もう言ったら流す、それだけ。あとはどうなっているのかという結果。必ずさせて、その結果はどうなったのか。まだまだ……。新聞でも、このような記事が載っておりました。不審者想定訓練、全部ではないのですけれども、ある新聞が統計をとりました。この中で約六十九市区教育委員会に当たったのですが、平均して不審者の訓練は四割しかやっていない。先ほど、学校教育課長からの答弁の中で、災害や火災訓練と合わせてやっているというお話を聞きました。それを合わせますと、ほとんど一〇〇%やっているのではないかなと思いますけれども、やはり火災や災害と違って不審者、別問題だろうと、私はそのように認識いたしております。火災、地震は、僕らが小さいときから、それぞれ皆さんも御記憶があると思うのですが、訓練をされたと思います。今回、このような事件の中で不審者の訓練は、また違うと思うのですね。いつ何時小さなものが出てくるというようなところで、今後やはりこれは別物として訓練をするようにした方がいいのではないかな。また、マニュアルにおいても恐らく文科省からそれぞれの教育委員会、別府市にも来ていると思います。それをそのままそのマニュアル使うのではなく、それぞれの地域に合った、学校に合ったマニュアルづくりが大事ではないかなと思うのですが、その点、課長いかがですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えをいたします。

中学校と小学校を比べてみますと、中学校では体格がいいということで、不審者に対する訓練は余り必要ではないのではないかという意識が、まだ学校にはあろうかな、そういうことで避難訓練、特に火災、地震に合わせて行っているというような部分もあるのかなというふうに考えております。

先ほど御紹介しました山の手中学校のように、警察の方を招いて護身術を習うと。例えば刃物を持ってきたときに、いすをこう持って防ぐのだと、そういう方法も発達段階に応じてあろうかなというふうに思っております。それで、発達段階に応じてやはりきちっとそういう不審者に対する危機管理といいますか、そういう訓練は必要だと思っておりますので、今後指導してまいりたいと思っております。

○十一番（松川峰生君） ぜひこの安全、「人の命は地球より重たい」という言葉がよく聞かれます。いつも緊張感を持って先生方に教育委員会を通じて積極的に働きかけ、みんな

なでこの別府市の子供たちからそういう被害が出ないように、関係各位とも、例えば警察署、消防署、皆さんで力を合わせ子供を守っていくべきだろう、そのように思いますので、ぜひその方向で進んでいただければありがたいと思います。

次に、小・中学校の不登校の現状と対策について。現在、別府市の不登校の現状について、お答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

平成十三年度の不登校児童・生徒数は、小学校十七名、中学校百十八名、合計百三十五名。平成十四年度につきましては、小学校二十六名、中学校百十一名、合計百三十七名となっております。

○十一番（松川峰生君） 不登校は、多少なりともやはりふえているような気がいたします。表に出る不登校の生徒と、やはり出ない部分があるかと思うのですね。ただ、不登校の伸びが微々たるものと思われまじけれども、子供たちの少子化、つまり生徒の人数は減って不登校がふえているというのも現実だろうと思います。今後、不登校に対する教育委員会の考え方、取り組みについてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

教育委員会では、これまでスクールカウンセラーの各中学校への配置による相談活動の充実、いじめ・不登校等プロジェクトチームの編成、別府市教育センターへのいじめ・不登校相談員の配置、学校復帰を目指した別府市教育センターの適用指導教師による支援、不登校に関する校内事例研修会や子供理解のための教育講演会などの研修活動などに力点を置いて取り組んでまいりました。また、各学校には不登校対策委員会を設置し、不登校傾向の児童・生徒への早期対応ができるような指導体制づくりや、一人一人を尊重したわかりやすい授業、楽しい授業づくりに取り組んでまいりました。本年度は、教育委員会といたしましても、不登校問題を緊急に解決しなければならない重要な課題ととらえまして、全力で取り組んでいるところであります。具体的には、これまで申しました取り組みをさらに充実させていくとともに、次のような取り組みを新たに行うようにしております。

一つ目は、子供の学校生活上の実態を把握するアンケートを小学校四年生から中学校三年生までのすべての児童・生徒を対象に実施いたしまして分析を行い、不登校の児童・生徒を生み出している背景をまず探り、不登校児童・生徒を生み出しにくい集団づくり、そして過ごしやすい集団づくりに努めるとともに、各学校が取り組むべく具体的な方策を明らかにして対応していくようにしております。

二つ目は、家庭に引きこもりがちな児童・生徒への支援を行うために、教育センターに訪問指導員を配置し、不登校の児童・生徒への訪問指導を行う予定にしております。

○教育長（山田俊秀君） つけ加えさせていただきます。

本年度十五年度の教育委員会の重点施策の中に、この不登校の問題を取り上げました。

と申しますのも、先ほど学校教育課長が言いましたけれども、年間三十日以上休む子供が十四年度に百三十七名、なかなかこれが、推移の状況を見ていきますと、ずっと昔から減っておりません。これはだんだん低年齢化しておるといふところもありますので、これは何とかしなければならぬということで、校長会の中にも不登校の担当の校長も設けました。その中で、とにかく不登校といいますと、問題行動を起こす子供だけではなくて、心因性の子供もおります。スクールカウンセラーだけではどうしてもなかなか難しいという子供たちもおりますので、これはやっぱりプロジェクトチームをつくって何とかしなければならぬということで、特に今年度からこの不登校につきましては、教育委員会も大きな問題として取り組んでまいりたいというふうを考えております。

○十一番（松川峰生君） 積極的な取り組み、大変ありがとうございます。先般、文科省からこのように不登校問題に関する調査研究協力者会議が、中間発表をしております。その中で一つだけ、自分の力で立ち直るのをただ待つだけでは改善にならない、そのようにまとめております。それと先般、一般補正予算にも出ていましたけれども、少子化適応調査研究に要する経費も上がっております。恐らくこれはそれぞれ先生方が家庭に回る費用だろう、そのように理解しておってよろこばいましょうか。そこだけ教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 補正で上げさせていただいております費用につきましては、教育センターに訪問指導員を配置して、家庭等へ出向くそのための費用でございます。

○十一番（松川峰生君） 最後に、平成十三年第四回の議会で、私の質問で、当時の学校教育課長、現青山小学校の小畑先生が、私の質問にこのように自分の事例として、大変その話に感動いたし、今でも時々見させていただいています。簡単につまんで、先生が自分が小学校六年生のときに担当した子供が、年間四十二日か三十日しか出席しない。一年間に約五十週あるけれども、その子は昼と夜が別になっている。学校に出てくるのが三時ごろ。それを先生が待っている。ところが、やはり友達でしょう、一緒に待って、養護室で一緒に勉強し、そして励まして帰らせた。そして、その子が卒業式のときにも来たのだけれども、皆と一緒に体育館に入れない。保健室で先生と、また校長先生と養護の先生で卒業証書を渡した。その子から手紙が来て、当時、一緒にその子を連れてきたおばあちゃんが亡くなったと発表されました。そして、今でもその子からはがきや現況が伝わってきていると。やはり大事なことは、不登校はないにこしたことはありません。それぞれの環境の中で子供たちが一生懸命生きようとしています。しかしながら、その中でやはりこういう実態もあります。大事なことは、今後、子供がおる間ではなく、終わった後もこれから追跡調査をし、そして今、子供たちがどのように生きているのか。そして、それをまた一つの糧としてそのようなことが、不登校が起こらないよう、一歩でも前進するようお願いして、この不登校の問題は終わらせていただきます。

次に、子供たちの体験学習の現状について。現在、本市においてはどのような活動をい

たしておりますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

昨年度より本格的に実施されております総合的な学習の時間や特別活動の時間を中心にいたしまして、さまざまな体験活動が行われております。幾つか学校の例を紹介させていただきたいと思います。

境川小学校では、老人ホームのお年寄りとの交流活動、竹細工伝統産業館での制作活動、地域のおじさんとのしめ縄づくり、講師を招いての陶器づくりなどの体験活動が行われました。また北小学校では、外国人留学生との交流、路地裏探検隊子供ガイド活動というような活動、田植え体験などが行われております。

さらに中学校で申しますと、山の手中学校では、学年ごとに「別府の福祉を考えよう」、「職場訪問」、「職場体験をしよう」などのテーマを決めて地域の中での体験活動に積極的に取り組んでおります。青山中学校では、暮らしの技術を中心に掲げ、物づくり講座に全校で取り組んでおります。専門性の高い講師による講座で、生徒たちはさまざまな体験を積んでおります。

市内の小・中学校では、これらの学校のようにさまざまな体験活動を積極的に計画・実施しております。みずから学び、みずから考える力という、そういうことの力の育成に努めているところでございます。

○十一番（松川峰生君） 今、課長のお話の中で、それぞれの学校がそれぞれの個性を見ながら、そしていろんな体験学習を学んでいる。これは、将来、自分の体で身につけたこと、たぶん子供たちも忘れることなく、いい思い出にしながらも、また役立ってくるのではないかと、そのように思っています。

この体験活動のとらえ方、一点だけ。体験活動とは、文字どおり自分の体を通じて実地に経験する活動のことである、当然のことです。人は、いろんな感覚器官を通して外角の物事、学んでいく。具体的に見ると、聞く、味わう、におう、触れるという、いろんな感覚を働かせています。体験活動には、自分自身が対象となる、実物に実際にかかわっていく直接体験、写真やテレビなど媒体を通して間接体験、さらにはシミュレーションなどを通していく疑似体験。今、なかなか子供たち、今申し上げましたように間接体験や疑似体験は多いのですけれども、直接体験が少なくなっております。ぜひこれから、先ほど御答弁いただきましたように、この体験学習、これからもずっと続くことですから、いろんなことを模索しながら、また子供自身にもどういうことをしたらいいのか考えさせながら、学校がそれぞれの個性を持って取り組んでいくことを、また教育委員会も御指導していただければありがたいと思います。この項の質問は、これで終わらせていただきます。

次に、最後になりますけれども、公立学校の耐震性について。

先般、東北宮城地震もありました。私はたまたま六月の三、四、五日、所用がありまし

て、宮城の方に行ってまいりました。会議があるかなと思ったのですけれども、別に支障はないということで行ったのですが、市内も時間があって学校も二軒ほど外からですけれども、回らせていただきました。松島の方に渡りまして、もう当然皆さんも御存じのように、瑞巖寺の方にも行きましたところ、やはり大きな石仏や灯籠みたいなのがどんどん落ちて、山からも落ちていました。それから政宗侯の菩提であります瑞鳳殿の積石も倒れておりました。市内は、運転手さん等に聞きましたら、揺れる程度で、中が落ちるとか、倒れたところはなかったようですけれども、やはり学校は何かあったときの避難場所、そのためにも先ほど申し上げましたように、やはりそれだけ他の家と違った皆さんが集まる安全の場所ですから、十分この耐震構造についても取り組んでいただきたい。

簡単に、今どうなっているのか、現状を課長からお願いします。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

現在の学校施設、幼稚園から高等学校まで約九十棟ございます。そのうちの二七％に当たります二十四棟が築後四十年以上経過してございます。別府市におきましては、平成六年度以降、大規模改造の事業に着手しております。阪神・淡路大震災が起こった後の平成八年度からは、あわせて耐震補強も行っております。これまでに約二十二億円を投入して整備を図っているところであります。

○十一番（松川峰生君） 常時、先ほど申し上げましたように、予算の関係もありますけれども、あわせて、やはりいつ何が起こるかわかりません。安全対策と同じようにしっかりと地震対策も取り組んでいただきますよう要望して、この項の質問を終わります。

なお、きょう予定のすべては行けません。途中で切れるかもわかりません。用意していただいた担当の方には先におわびを申し上げ、次回の方に回しますけれども、次に、五番、市長の政治姿勢について。

私は、一点だけ。二番は、もう先般、後藤議員がるるお話をされましたので、ここは質問を行いません。まず一点だけ。市長室の一階移転について。

これは、市長さんが公約ということで上げられ、結論的には、私は今の状態でよかったのではないかなと。ただ、岩男議員も少し質問されましたけれども、市長さんは、二期八年間、私たちと同じように市議会の大先輩でございます。市役所のことを熟知しながらも、それをどうして公約に上げたのかな、その時点でそれがわからなかったのかなという疑念がありますので、その辺のところをお答えいただければありがたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

多くの市民にとりまして、市長に面会する場合、秘書担当や秘書課を通すという面倒な手続きが必要な上に――イメージですよ――赤いじゅうたんを通過して一番奥にある応接室で面談するというかた苦しいイメージが、市民の中に定着をしていたことも事実でございます。そこで、まず、私はこのイメージを払拭するために、市民が寄りつきやすい一階に

移そうと考えたのが発想の第一歩だったわけで、大変、「市会議員をしておってなにか」というおしかりを受けているのですが、私の頭の中にはレセプションホールが余り使われてないのではないかなという、きのうもちょっと正直に申し上げました。間仕切り程度でできるのではないかなというふうに考えまして、実際に経費的な試算は正直に本当に考えていなかったといえはそのとおりでございまして、市長就任後、直ちに担当部署に検討させていただきました。市長室を移すと助役室それから秘書課、さらには関連した面談室も含めて移動をしなければならぬ。一定以上のスペースも必要になるということで相当の金額、八千万程度の見積もりが出てまいりまして、私にとっては本当にびっくりしたという感じが正直なところですが。ただし、一階の福祉保健部関係の障害福祉課等々、市民の本当に一階の利便性のある部分を上に上げるということになりまして、またこれも大変な費用と同時に不便をかけるなという、そういう実態も把握をさせていただきまして、その結果、これにかわるものといたしまして、私の趣旨は、市民と直接、できれば市役所に行ったときに市長室が一階にあれば、ああ、市長に会えるのかなという部分でもイメージ的にできるのではないかなという部分から入ったわけでございまして、一階に「市民ふれあい談話室」を常設して、私も週一回出席をする中で幅広く市民の声を聞くことができるのではないかな。より多くの御意見も集約していきたいと考えてそういう手段をとらせていただきましたので、ぜひ議員の皆さんには御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいという気持ちでございます。

○十一番（松川峰生君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、もし市長が一階に移す、実際にやるのだと言え、私個人はいろいろ意見もあったのですが、先ほど申し上げましたように、大変経費も八千万ということで、市長自身も、これだけかかるのであればやはりむだだと。それから総合的に考えた場合、今の状態、「ふれあい懇話室」ですか、の方がいいのではないかな。この決断については、私もそのように思うし、またこれが成功するように願っております。

他の質問につきましては、次回に回させていただきます、私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 零分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○十九番（山本一成君） それでは、通告順序に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、議会は、浜田市長の初陣ということで、いろいろな方が質問をなさっておりますが、私は、市長の政治姿勢ということで財政に対するこれからの市長の基本的な姿勢をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

別府市の財政が非常に厳しいというのは、これはもう別府市だけではありません、国・県、すべての日本の国の経済状態が厳しいというのは、もう皆さん方御承知のとおりであります。ちなみに国の十五年度の当初会計予算というのは約八十二兆円。そのうち歳入、つまり税収というのが四十一兆八千億円、そして残りの三十六兆四千億円余りを国債、つまり借金で賄っているといったのが現状だというふうに思っています。つまり歳入に対して倍のお金を使っており、毎年毎年さらに借金をふやしている、まあ、ジレンマ状態というのでしょうか。そして、そういうツケが地方財政に回ってきているというのが現状だと、このように思っています。

また、それを受けまして、きょうの新聞ですか、県もマイナス二・七%の緊縮財政ということで、県においても別府市に対してそれなりのやっぱり緊縮を求めてくるのではなかろうか、このように考えております。さらに今、国の方でやられています市町村合併、それから、最近新聞をにぎわしております三位一体の改革が出ております。こういったことを踏まえて別府市の中・長期の財政見通しを考えまして、今、財政課がどのように情勢を分析しているのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

現在、地方分権の流れや少子・高齢化の加速度的な進行や、先行きの見通しがつきにくい景気のご状況でございます。そういう中におきまして、先ほど議員がおっしゃいました県の補正におきまして、マイナス二・七%、当市におきまして、補正予算の関係でございますと、マイナス約一%という状況でございます。

議員の御指摘でございました、市町村合併や三位一体の改革の方向でございますが、まず三位一体の改革でございますが、御存じのように三位一体の改革とは、国税の一部の税源の委譲という問題、また国が配分しております交付税の削減、また国からの各種事業等によります負担金・補助金のものの削減、一般財源化等でございます。

そういう中でも六つ十八日に、国の方で経済財政諮問会議がございました。その中で経済・財政の運営と構造改革に関する基本方針の二〇〇三というものが原案として出されております。そういう状況の中で、まだまだ明確な方向が出されておられません。そういう状況でございます。また特に交付税におきましては、別府市だけではございません、各市町村におきまして大変大きな問題であろうというふうに考えておきまして、現在、国の動向を最大限関心を持って見ているという状況でございます。

また、市町村合併の影響でございますが、別府市におきましては、県内市町村の中でも唯一合併のモデルから外れているという、単独での方向となっております。この合併をしなかった場合の財政的な影響でございますが、合併特例法の期限が平成十七年三月三十一日でございます。そういう中で十八年度を終えないと、なかなか実際の状況が予測できないという状況でございます。国の合併推進のための地方財政措置に伴い、別府市の将来の

財政運営に影響が出るというのは危惧しております。いずれにおきましても、こういう国の改革の問題等ございます。そういう中で市の財政についてもかなりの影響があるのではないかというふうには危惧をいたしております。

○十九番（山本一成君） 今、課長から答弁がありましたように、三位一体という政策は、国でまだいろんな問題があるみたいですから、直接的な影響はまだ先の話だというふうに思いますが、市町村の合併ですね。我々は、最初、別府市は余り関係ないなという見方で見ておりました。ところが、いろいろ調べていきますと、市町村合併の影響がやっぱり別府市にもろにかぶってくるな、財政面で。といいますのが、合併する市町村の特例といたしまして、十年間は交付税、普通交付税を全額保障すると。特別に有利な起債を認めるとか特別交付税をプラスアルファするとかいう、非常にあめとむちといいますかね、そういった合併を推進する方向が出されているということは事実であります。といいますと、単純に考えますと、合併をしないとこういう有利な条件をもらえないというだけではなくて、その交付税総額減額分が、我々の別府市のようなところにしわ寄せが来るのではないかな、このような危惧がされるわけでありまして。そういう状況で、地方交付税の過去、現在の状況をあわせていただきまして、平成十五年度の地方財政計画上の交付税を教えてください。前年度比率で教えていただきたいと思っております。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

交付税につきましては、十二年度から申し上げます。十二年度におきましては、九十三億五千百万程度でございます。十三年度におきましては、八十七億百万程度でございます。平成十四年度におきましては、八十二億八千二百万程度の交付を受けているのが現状でございます。平成十五年度におきましては、七十八億五千万の当初予算の計上をさせていただいております。

なお、平成十五年度の国の地方財政計画によりますと、地方交付税総額につきましては、一兆四千八百億円という程度でございます。対前年度比で、マイナス七・五％となっております。

○十九番（山本一成君） 十四年度で、一年前から約四億二千万の減、十二年度と比べると約十億七千万円も減っているわけですね。十五年度はもっと減ると思っております。この交付税は、国から来るわけですが、一般財源としてこれは自由に使えるお金だというふうに、別府にとっては非常に貴重な財源だと思います。それだけならいいのですが、さっき言った三位一体の影響がどのように出るか、これも大変心配であります。そういうことで総額が減ってくるということは、別府市の負担がますますふえるばかりということになりますが、これに対するどんな現象というか、どういう影響があらわれるのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

交付税につきましては、今のところ十五年度につきましては、マイナス七・五％というふうな形になっております。それ以外といたしまして、今まで国・県の方から補助が参っております。そういう事業がございます。例えば平成十五年度から申し上げますと、高齢者の生きがい活動支援通所事業や在宅介護支援に要する経費、また障害福祉課が行っております障害者生活支援に要する経費、また児童家庭課の特別保育事業に要する経費の一部が、従来は国・県から一部の負担割合として措置をされておりました。そういう関係でございましたが、十五年度からは一般財源化ということで交付税の算入というふうな形になりました。十四年度ベースでこの試算をいたしてみますと、三千二百万程度になるかと思っております。この三千二百万というのが一般財源化されて、交付税の算入ということになっております。そうは申しましても、交付税というものは基準財政需要額、収入額との差でございます、またそのとおりに来るわけではございません。そういう中で今後も一般財源化というのが加速されるのではないかというふうには危惧をいたしております。

○十九番（山本一成君） 地方交付税の計算の基礎には入っておりますけれども、総額がどんどん削減されている。そういった中で別府市を取り巻く環境というのは、最初言ったとおり大変厳しい状況だと思っております。

それでは、別府市独自といいますか、今後の財政見込みを考える場合に、別府市の状況はどうかといいますと、扶助費、人件費、公債費、いわゆる義務的経費、必ず払わなければならないという経費が非常に高いという状況があります。公債費は比較的よいといたしましても、扶助費と人件費に関しましては、非常に高い。ということで経常収支比率も高くなるわけでございますが、その経常収支比率の状況、そして見込み、県下、全国、わかれば教えていただきたいと思っております。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

現在の状況では、決算では十三年度での公表になるかと思っております。経常収支比率におきましては、別府市では八九・五％でございます。県下十一市の平均をいたしますと八八・九％、全国の別府市の類似団体を比較いたしますと、三十八団体ございますが、単純の平均でございますが、八八・六％でございます。

今後の見通しでございますが、平成十四年度の決算につきましては、現在決算の統計を進めている状況でございます。今作業をやっている状況でございます。そういう中におきましても、中期的に歳入面での税収の問題、また先ほどからの御指摘がありました地方交付税の問題等がございまして、歳出面におきましては、義務的経費、特に社会保障費関係の増でございますが、そういう問題が考えられます。そういう中で財政構造は大変厳しいものではないかというふうにはとらえております。

○十九番（山本一成君） 課長の言うとおりに大変厳しいと。歳入面では、特にそうなるとなるとやっぱり市独自、要するに市税の確保が大切な状況になってくるというふうに思い

ますが、課税の方は東京都がやっていますように、それぞれ独自の課税方法なりがありますが、これは実際的にはなかなか難しいというのが現状だというふうに思っています。もっとも効率的、実的に税を上げるためには、市税、要するに納税の徴収率を上げることが一番重要になってくると思います。

そこで、別府市の過去二年、三年の徴収状況をお知らせいただきたいと思えます。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

市税の過去二、三年の徴収状況ということでございますので、十二年度からお答えさせていただきます。調定百七十一億九千九百九十四万円に対しまして、収入百四十六億三千九百四万円、徴収率八五・一五％、十三年度、調定百七十億三千七百七十四万円、収入金額百四十五億一千八百二十五万円、徴収率八五・二四％。十四年度は、まだはっきりした数字は出ていません。決算見込みでございますけれども、調定百六十七億九千六百九十三万円に対しまして、収入が百四十五億五千五百五十五万円、徴収率八六・六％となっております。

○十九番（山本一成君） 今聞きましたら、徴収率が八六・六％。県下十一市を見ますと、それぞれ市によって状況が違うというのはわかっております。だから一概に比べられない面もあるのかなと思いつながら、県下十一市で最低であるということは事実であります。こういった状況を見たときに、市民の皆さん方の納税意識が低いのかなという危惧さえされるわけですが、特に別府市の状況も踏まえながら、この収納率といいますか、低い原因、それからそれをどうすればいいかという対策、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○納税課参事（梅木 武君） お答えいたします。

徴収の第一線にいる担当者として、滞納者と日ごろ納税協議を行っておりますが、その中で、滞納時にリストラや離職等で会社を退職して現在休職中ということで、市県民税や固定資産税がちょっと納付が厳しいといったケースとか、あと、バブル崩壊後の不動産不況により市況が動かないということで、当然その法人に対する収入も厳しいものがあります。といった関係から固定資産税の納付がちょっと厳しいといったケースや、あと、デフレ経済で価格競争が今激化しております。この影響で個人商店を含む法人の売り上げの減少及びそれに伴います所得の減少といったケースも多く、さらに近年、金融債務の不履行によります不動産の競売事件や自己破産といったケースが非常に目立っております。以上のことから、第一線の担当者の実感としては、やはり不況による影響が大きいのかなと考えております。原因としては、そういうふうに考えております。

二点目の対策ですけれども、滞納繰越額の解消については王道とかはなくて、日ごろ一歩一歩取り組んでいく方法しかないと考えておるのですが、市税の調定額の約九割を占める現年課税分の徴収率が、県下の十三年度ベースですけれども、県下の平均にしてちょっ

と二ポイントほど低いという状況にあります。こういう観点からも新たな滞納者の発生を防ぐということが重要な課題となっております。このために現年度分につきましては、固定資産税や市県民税の納税通知書を送付するときに、納期内に払い忘れのない口座振替制度を利用してくださいということで、口座振替依頼書を同封しているほか、あとは各納期ごとにケーブルテレビや市報、そして納期ごとに今、市内一円に広報車を出す等PRに努めているところでございます。

○十九番（山本一成君） 担当課の皆さん、また職員の皆さんが大変な努力をされているということは認めますし、いろんな方向を考えながら徴収率アップにしているということに心から敬意を表するわけでございます。しかしながら、市民の方々の納税に対する考えというのですか、私たちもちょっと聞くと、我々もそうですけれども、税金を喜んで払っている人は余り、少ないのではないかなというふうに思いますし、仕方ないな、渋々という義務感が強いのではないかな、このように思っています。税は納めるものではなくて取られるものだというふうな感覚もあるのではないかな。

その中で我々が一番危惧しなくちゃいけないのは、税に対する市民の皆さん方の不公平感。平等に納めるのだという意識ではなくて不公平な感じがしているのではないかなという風潮、これはやっぱり改めなければいけないな、このように思っています。つまり納めない人が得をするな、こういう風潮は絶対なくさなくちゃいけないというのが、今からの税の基本ではなかるうかなということを思っています。特に我々議員もそうですし、市職員の皆さん方、執行部の皆さん方、公務に携わる方が率先して納税をするというのは当たり前前のことであります。そういった観点から、皆さん方御承知のとおり我々は、前回の選挙のときに、立候補する者は税金の完納証明書を添付しなさいという議会議決までやった。これは全国で初ではないかなと。そこまでやって臨んだ我々でございます。

こういうことを聞くと愚問かしれませんが、念のためにお聞きしますが、市職員の滞納はないでしょうね。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

一切ございません。

○十九番（山本一成君） それを聞いて、当たり前前的ことですが、安心をいたしました。

そこで、お聞きしますが、今、市の指名業者、するときには一応完納証明をつけますし、市営住宅に入るときも完納証明を必要としています。そこで、お聞きしますが、市の職員採用に当たりまして、採用された方からは、納税証明は取っているのでしょうか。

○総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

臨時職員、それから嘱託員等からの完納証明書は、提出させておりません。

○十九番（山本一成君） 取っておらないということですね。これは、取ってはいけないという何か法的なものがあるのですか。

○総務部次長（加藤隆久君） 別にございません。

○十九番（山本一成君） ということは、市独自で決めていいということですね。

続いて、もう一点聞きますが、今、市が民間の方々に各種審議会の委員さん、協議会の委員さんをお願いしていますね。もちろん報酬を出してお願いしているのですが、この人たちからの証明書はとっていますか。

○総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

各種審議会の委員さんからも、そういった完納証明書は提出はされておられません。

○十九番（山本一成君） これも法的には問題はないですか。法的にありますか。

○総務部次長（加藤隆久君） 法的なものはございません。

○十九番（山本一成君） さっき言った税の不公平感をなくす意味でも、やっぱり市の税金から、金額の多少は問いません、多少でも市の税金から歳費なり報酬なり受けている方は、やっぱり当然完納証明を出すのが、私は正しい道ではないかと思えます。そういった厳しい姿勢を見せることが、税金は納めるものだど市民の意識の高揚にもつながる、このように思いますが、今の納税に関して市長の見解なり決意なりお考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

市の職員の滞納は一切ありませんと、課長が答弁をいただきました。私は、当然のことであろうというふうに聞きました。すべて公務員は全体の奉仕者であるという、これは憲法の第十五条にも明記されておりまして、また、今御案内のとおり市の職員の給与は、税金で賄われておるのが現実でございます。市の職員は、全体の奉仕者として、仮にさまざまな家庭の事情等がありましても、一般の納税者以上にみずからの納税姿勢を律することが求められていると思えますし、このことが市職員としての、また市民に対する責務だと私は考えております。市税は、市政を執行するための最も重要な収入の柱でありますので、この確保に向けて市を挙げて頑張りたい。

さらにまた、臨時や囑託、さらにはそういう審議会委員等につきましても、金額の大小にかかわらず税金が使われるということにつきまして、十分検討してまいりたいと考えております。

○十九番（山本一成君） 大変前向きな答弁を、ありがとうございました。一般的に言いますと、委員の皆さんに時間を割いて来ていただいた方にそういうことを言うのに言いにくいという面もあるかもしれませんが、実際のところは。ただ、やっぱり審議会、協議会に来るといふ方々は、別府市のために来ようと、別府市をよくしようという意欲のある方が来ていただけるものと、このように理解をいたしております。そういった方に市税徴収を上げるためにという説明をしていただければ、私は、気持ちよく同意をしていただける、御協力をしていただけるものと、このように確信をいたしております。

それから、納税についてもう一点。かつて市長の同志でありました富田議員が、「今は亡き」とは言いません、今はよく、元気で外で働いておりますが、頑張っておりますが、きのうも元気で会いました。その人が、議会の最後の方で、滞納者の悪質というか大口滞納といいますが、言い方はいろいろあるのですが、氏名公表ということをやっと言い続けてまいりました。私も仲間と一緒にその先進地であります小田原まで行きました。非常にいい好例だと思いますので――返事は要りませんが――これもあわせて検討をいただければと、このようにお願いをする次第であります。

次に、歳出の問題に移りたいと思います。

先ほど課長の答弁がありました。社会保障関係の支出の増や、団塊の世代の職員が退職する平成十九年度からふえるわけですが、実際には十八年度にも五十人程度が退職するわけですが、その退職金をどうするかということが大変大きな問題であろう、これから財政運営で非常に比重を占めてくる、このように思っております。今まで論議をしたときには、平成十九年という先の話かなというような気がしておりましたが、もう今は十五年です。浜田市政、確実にこの十九年度の予算を組まなくてはいけないということでございます。ですから、十九年になって慌てることなく、今から来年度に向けているんな対応策を練らなければいけないと思いますが、財政課としてその件につきましては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

その前からもありますけれども、十九年度から始まります団塊の世代の退職金の支出の問題でございますが、直接的・具体的な課題であります。行政改革の進捗も一定程度、十九年度を見据えた方向づけが必要ではないかというふうには考えております。

その対応でございますが、大変厳しい財政状況が予想されております。やはり市民の福祉の向上と、将来に向けて安定的な健全財政の維持という問題もございます。そういう両方の観点が必要でございます。そういう中で組織・人と財政といういろんな観点から、現在内部で協議をいたしております。いずれにいたしましても、最小の経費で最大の効果を上げるべく、今以上の職員にコスト意識を持っていただき、施策事業の優先順位をつけていくという必要があるのではないかとこのように考えております。

○十九番（山本一成君） 最小の経費で最大の効果を上げるというのは、地方自治法の原則でございます。優先順位をつけるとかスクラップ・アンド・ビルドということはよくわかりますが、実際問題としてそれが大変難しいからこういう状況に陥っているのだらうと思っております。ただ、ないからないからと全体を縮減していくと、まち自体のやっばり力がなくなってしまいます。つまりやっばり、そうするとめり張りをつけた財政運営が非常に重要だというふうに思っております。今言われています行財政改革を強力に推進しながら、企画、総務、いろんな課がまとまって、少しでも早く別府市の方向性や十九年度以降

の財源確保に政策を立てていただきたいな、このように思っています。

そういった中で、今からのまちづくりのつくるときに、財政のない中でやっぱり基金というのは、大変重要な位置を占めてくると思います。基金といいますと、さきの選挙のときにある候補が、百億円基金があって、「百億円の夢プロジェクト」という、私もキャッチフレーズを見たような気がします。実際のところ、今別府市の基金状況というのはどういうふうにあるのでしょうか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

基金の現在高でございますが、十四年度末、十五年三月三十一日現在でございますが、百四億七千万でございます。これは、全会計を合わせたものでございます。

○十九番（山本一成君） 総額百億。もちろんこれが全部使えるわけではないのですが、この内訳。今この経済危機に対して使えるお金が幾らあるのか、内訳。もうちょっと詳しく御説明をお願いします。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

基金につきましては、地方自治法の第二百四十一条の第一項に、「条例に定めるところにより、特定の目的のために基金を設置することができる」というふうになっております。そういう趣旨の規定がございます。その規定に基づきまして、別府市におきましては、現在十五の基金条例が設置されております。この自治法並びに各基金の設置条例によりまして、基金の使用目的が定められておるわけでございますが、要するに目的以外には使用ができないという形をとっております。

そういう中で、先ほど議員がおっしゃいました、そういう「夢プロジェクト」で使える基金はどうだということでございますが、まず財政調整基金というのがございます。これと公共事業費基金、この二基金につきましては、十四年度末現在高で三十六億六千万ほどございます。これは使えるというふうに考えております。また、これ以外に減債基金というのがございます。この減債基金につきましては、市債の償還、地方債の償還でございます。それとか繰入償還に充てるものでございます。そういう基金を加えましたところでは、約五十二億八千万ほどございます。そういう状況でございます。

○十九番（山本一成君） 今聞いていますと、「自由」という言い方がいいのか悪いのかわかりませんが、経済を支えるために使えるのが三十六億ですか、あるということですね。前市長時代に、別府市の経済不況を支えるために基金の取り崩しをやりましたね。これは十四年度、十五年度あると思いますが、どのくらいの基金を使ったのか教えてください。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

十四年度の当初予算におきましては、地域経済の支えをする必要があるという観点から、基金を十七億三千五百九十四万九千円ほど取り崩して、いわゆる公共事業の経費に充てる予算としたところでございます。また、昨年十二月の補正におきまして、また二億円を

崩して補正予算をお願いしたところでございます。また、今回の十五年度の予算におきましては、当初予算でございますが、引き続き景気の支えをする必要があるという観点から、普通建設事業の市単独事業費を前年並みという確保の関係から、財政調整基金を五億円、公共事業費基金を六億円取り崩して予算編成をしたところでございます。

○十九番（山本一成君） 基金を取り崩して十五年度で五億円と六億円、十一億円ですか。私もまちで小さな商売をしていますが、業者に聞くと、基金の運用で随分助かったと。会社が少しは楽になったという方が、随分いらっしゃいました。これは事実であります。今後も、簡単に「基金を使え」ということは言えませんが、必要に応じてやっぱり経済の不況を支えるためにこういった基金を有効に使っていただきたいな、このようにお願いをします。また、こういった基金を有効に使うことによっていろいろ、浜田市長はなったばかりで、財政が厳しいということはもうわかっていると思いますが、しかし、やっぱり私は、市民の皆さん方から期待をされた市長でありますので、それなりのやっぱり期待にこたえなくてはいけない。新しい「浜田カラー」というまちづくりをしなくてはいけないというのも、これも事実だと思います。そういった基金を有効に使いながらいろいろ、悪いばかりの別府ではなくて、先に見える新しい別府をつくるために、市長以下執行部、市挙げて一丸となって頑張っていたいただきたいなと思いますが、それに対する市長のお考えなり決意なりをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（浜田 博君） 地方財政の厳しさは、十分肌で感じております。しかしながら、基金の有効な利用というのは、基金というのはためることが目的ではない、使うために基金財政があるというふうに考えます。有効に市民のために、また活性化のために使う方向で、またためることもしっかり頑張っていきたい、このように考えております。

○十九番（山本一成君） 前向きな御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。財政につきましては、きょうは基本的な部分だけです。また後日、細かい部分については、やらさせていただきます。財政の分は終わります。

最後に一点だけ。もうスポーツ観光と施設につきましては、きのう、おとといの一般質問で聞きましたので、一点だけ確認をさせておきたい事項があります。

まず、野球場の建設についてであります。御承知のとおり別府球場は、今、体育館ができておりますし、野球場はつぶれております。そのかわりといっちはなんですが、実相寺に新しい球場をつくるというのは、前市長時代に方針が出されたところでございますが、この方針に変更はないでしょうか。

○建設部次長（亀岡丈人君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、体育館をつくることで、前市長がそのかわる野球場をということで御提案させていただきました。これは、その必要性から当然、建設に向けた方針が変わりはございません。

○十九番（山本一成君） 方針に変更はないということです。今、どのような進捗率か。そして、大体めどとしていつごろを目標としているのか。わかる範囲で結構です、教えてください。

○建設部次長（亀岡丈人君） 現在の状況ということでございます。建設計画の進捗状況は、施設構想についてのまとめを、別府市新野球場建設推進協議会から御報告をいただいております。この基本構想をもとに基本設計に取り組むために、今、諸準備を進めているところでございます。

いつごろになるかということでございますが、これは、当然実相寺という位置づけでございます公園の施設ということで建設を行うということで、財源の確保、これはまた補助事業の採択等、また地元の皆さんの調整また用地の問題等、いろいろクリアする問題がありますので、今後も早期建設に向けて鋭意努力していきたいということでございます。

○十九番（山本一成君） まだ実質的な年度というのはわからないということですが、前向きに検討していただいているということで、私も昔野球をやっていたものですから、非常に気にはなるのですね。

それから、そこに地元の松川議員もおりますが、地元では道路の問題、いろんな心配をされる方もいらっしゃいます。つくってはいただきたいのですが、それが市民の皆さん方が本当に喜んで使えるものをつくるために、じっくりと地元のいろいろな意見を聞きながら、また野球関係者にも聞きながら、将来の別府市の皆さんが喜んで野球場が使えるような公園の施設をつくっていただくことを要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○三番（市原隆生君） 公明党の市原隆生でございます。新人でございますので、行政の勉強に関しましては、本当にスタートラインを一步踏み出たにすぎません。執行部の皆さんにおかれましては、本当にこれからいろいろ御指導いただきたいというふうに思いますので、また御答弁に関しましては、私どもにもわかりやすい言葉でお願いできたらというふうに考えております。どうか、よろしく願いいたします。

初めに、質問通告に従って御質問させていただきたいというふうに思います。福祉の行政についてということで、御質問をさせていただきます。

福祉医療の現物給付の推進ということで御質問をさせていただきたいのですけれども、私もこの質問をさせていただく前に、「福祉医療の現物給付」という言葉に初めて会いまして、まず、この「福祉医療の現物給付」ということについての御説明をお願いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

医療の支払いにつきましては、「現物給付」と「償還払い」がございます。我々もそうなのですけれども、まず病院へ行ったら、社会保険が保障する分は当然なのですが、自己負担の分を我々が行って三割負担を払う場合には、そこでもう終わってしまいますので

「現物給付」。物をもらったという感じですね、そこで。それで、もう終わってしまうのですけれども、今度、こういう母子家庭とか重度医療、乳幼児医療につきましては、その自己負担分を市もしくは県と合同で助成するようになりますと、その病院の窓口で終わってしまう場合が「現物給付」で、一たん本人がその三割もしくは二割を立てかえまして、その立てかえ分を市の方に申請して、後からその二割、三割をいただくのを「償還払い」というぐあいになっております。

○三番（市原隆生君） 「現物給付」ということだけで別によかったのですけれども、私も実はこの一月で三歳になりました実は双子がおります。平成十二年からこれがスタートということでお聞きしたのですけれども、私の子供も乳幼児医療現物給付ということで、その当時は、こういった「現物給付」というような言葉を知らないで、病院に行きまして、具合が悪くなって病院へ連れて行って、また窓口でお金を払わないでよかったという、本当に大変助かった思いがしております。

この三歳未満の乳幼児医療の現物給付ということで、きのう、田中議員の質問の中からの御答弁で、この現物給付に移行したときに一・五倍になったというようなことを言われて、田中議員の方から、一・五倍や二倍でもいいではないかという声がありましたけれども、この一・五倍になったということに関して、県または課長さんの方でもどういった御意見を持っておられるかお尋ねしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

きのうは、重度心身障害者医療費助成制度の件について、田中議員より質問があったわけですが、我々としては、今、償還払いをやっていまして、これが現物給付、本人がもう窓口で負担をしなくていいようになるためにはどれぐらい予算が要るかなと。それでベースになるために何か参考資料がないかなということで、県の方が、現物給付に移行した他県の状況を調べたときに、例えば今まで償還払いが百であったものが、事業費が百四十要るようになったということがございます。それだけ財源のその分の、例えば四割ですと四十ほど増額した分については、財源の確保をしなければならぬので大変なことになるという、そういう意味から一・四〇%の増額という説明をしたものでございます。

○三番（市原隆生君） そういったことではなくて、その一・五倍、百あったものが百四十幾つというふうに今お答えいただきましたけれども、そのふえた理由についてどのように県または担当課長さんの方で、御意見があるかということをお聞きしたいのですけれども。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

我々もその辺はちょっとはつきりわからないのですが、申請し忘れがあったのか、もうこんなのは面倒くさいから申請しないでもいいやという感じがあったのか、その辺ではないかなと思うのですけれども……。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。私は乳幼児、ことしの一月までそういった現物給付という、本当に恩恵を受けていたわけなのですけれども、今ちらっと聞いた中で、大分の方で現物給付を始めるに当たって、ペナルティーを科すようなことが起こっていると。ちょっと内容に関しては詳しいことは存じ上げないのですけれども、やはりちょっと安易に病院に行くのではないかなというようなことが書いてあったかというふうに思います。ただ、私も自分で子供を育ててきまして、やはり症状がないとなかなか病院に行きません、遊びに行くわけではないのですから。やはり症状が何か見つかって、気になるものですから病院に行くということで、その一・五倍になった内訳、そういった償還払いのときに申請のし忘れとかあったかもしれませんけれども、一つの見方として安易に病院に行ってそういった医療費が上がっているのではないかというような見方もされているようにもありますけれども、決してそうではないということをごここでちょっと申し上げたいというふうに思います。

そこで、これはちょっと資料がありますか、わからないのですけれども、平成十二年現物給付に移行した、乳幼児医療が現物給付に移行したということで、現物給付に移行する以前のそういった乳幼児の死亡率と、その後の乳幼児死亡率というのがわかれば教えていただきたいと思うのですけれども、わかりますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

大変申しわけございません、把握しておりません。

○三番（市原隆生君） わかりました。また後日、わかればお知らせいただけたらというふうに思います。

実はこの問題をきょう質問させていただくのは、母子家庭のお母さんから、この別府市に来られて、それまで大阪にいられたということなのですけれども、そういった都会で母子・父子家庭の乳幼児医療、現物給付のことが進んでいると。別府に来て、やはりいろいろ不便な思いをしているということで御相談を受けまして、やはり母子・父子家庭の御家庭というのは、お父さん、お母さんが、その一人しかおられない。その中で、私は三件くらい相談を受けたのですけれども、そこはお子さんが一人だけではないのです、二人の方が二件と三人おられる方が一件。やはり一人のお父さん、お母さんに子供が複数いるというような家庭にありまして、本当に医療費を返していただくのは本当にありがたいのですけれども、できたら現物給付ということで、窓口で納めるということがない、また窓口で納めた後にそういった手続きをしないといけない、そういった煩雑なことがありますので、そういったことを何とかなくす方向でできないかというような御相談をいただきました。やっぱりそういったお父さん、お母さんにしてみれば、行政の方からそういった支援していただける。どうせ自分のところにくれるのも、病院に払うのも同じではないかというような感じでやはり思われているわけなのです。

そこで、先日この質問の通告をしたときに、課長さんの方からいろいろ説明をいただいたのですが、その中で、こうやって現物給付になったときに、市の方からも幾らか余分なお金が出ていくという感じのお話があったかと思うのですが、そこをもう一度説明をお願いいたします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

今、市原議員さんがおっしゃられましたのは、先ほどの一・四倍がふえるとか事業費がふえるという意味ではないのでしょうか。事業費がふえると、やはりきのうの重度心身医療費、障害者の助成制度につきましても一億幾らとしますと、一億四千万ぐらいふえるということで、なかなか単年度でそれだけふえるのは大変なことだと申し上げたわけなのですけれども……

○三番（市原隆生君） わかりました。たぶん私の勘違いだったのだというふうに思います。

そこで、そういった手続きが煩雑だと。先ほど課長さんの方からも言われていましたけれども、医療費がふえるという中でやはりそういう申請のし忘れがあるのではないかというふうに言われておりました。この申請の手続きというのは、今どのように、病院の窓口、または薬局でお金を払いまして領収をいただいて帰りますけれども、その後どのような手続きをして……、市の方に持ってくるようになっていると思うのですが、どのような手続きが必要なのでしょうか、教えてください。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

申請は、市の窓口もしくは三出張所でも結構でございます。郵送での受け付けや代理人でも結構でございます。それから、なお一年以内の申請のし忘れでございましたら、一年間分まとめて申請してもオーケーでございます。

○三番（市原隆生君） 私が相談いただいたそのお母さん方というのは、やっぱり市の窓口に行って申請を一々しないといけないというようなことを言われていたのですけれども、郵送でというのは、どのような形ですればよろしいのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

申請用紙を事前に何枚かコピーしていただいて、それに領収書を添付しまして、印鑑と、本人が何回もそういう申請をしておれば、その内容につきましてはわかるとお思いますので、同封して郵送していただければ結構でございます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。そういったお父さん、お母さん、一人で子供さん数人を育てているというケースがあります。やはりそういった忙しい中でいろいろな手続きも大変だというふうに思いますので、本当に、今そういった形で郵送もできるというふうにお聞きしましたけれども、さらに手続きが簡素化できる方向でお願いできたらというふうに思って、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、教育問題についてということで、スクールカウンセラー制度についてお尋ねいたします。

まず、スクールカウンセラーの役割をお尋ねしたいというふうに思います。

○学校教育課長（利光弘文君）では、お答えいたします。

スクールカウンセラーは、配置された学校の校長の指揮監督のもとに、次の六点を要綱に載せております。一番目が、児童・生徒、保護者へのカウンセリング、二番目が、カウンセリングに関する教職員への指導や援助、三番目が、児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供、四番目が、教職員へのカウンセリング、五番目が、外部の専門機関との連携、六番目が、教員や保護者を対象にした研修や講演会の実施等の職務を行うようになってございます。

○三番（市原隆生君）ところで、現在の配置の状況を教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君）お答えいたします。

市内全中学校に、現在配置をされております。各学校には、大体二週間に一日八時間の勤務になっております。

○三番（市原隆生君）全中学校というふうに聞きましたけれども、小学校の方は、今、配置の方はされてないということですか。

○学校教育課長（利光弘文君）小学校の方には、配置はされておられません。

○三番（市原隆生君）今、小学校の方でもいろんな家庭の事情がありまして、いろんな悩みを抱えている。犯罪に関しましても低年齢化ということがありますし、小学生が何かやったというようなことは聞きませんけれども、やはり小学校の時代からそういった心の悩みというのを抱えておられる生徒の方が多いのではないかな。そういったことで小学校の方もそういったスクールカウンセラーの配置、またそういったことはいきなり無理でありましたら、今、中学校に配置していただいているカウンセラーの方が頻繁に小学校の方でもおりにっていただいで、そういった業務ができるようにしていただけたらというふうに思います。

次に移りますけれども、教職員の問題ということで取り上げておりますけれども、先日来新聞でもいろいろ報道されておまして、教職員の方の不祥事というのが載っておりますけれども、おとといの質問の中で黒木議員の方から、先生のやっぱり質が悪いのではないかなというような御意見もありました。私もそういった、今教職員の方の採用試験ということに関しましては、ちょっと疑問を持っている者の一人なのですけれども、学力試験が主になって、やはりそういった中で教員を目指す人の教育にかける情熱とか子供に関する思いということが余り問われていないのではないかなというような感想を持っております。

そういった中で今回の質問は、そういったことと関係ないのですけれども、今、教職員についておられて実際に子供を教えておられる先生の方からも、こういった人にもいろいろ

る出ていますけれども、やはり先生も今大変な思いをしてやっていると。私なんか子供
のときには、私は実は山口県の岩国というところの商店街で小さいとき過ごしまして、親
がお店をしていましたので、いつも目が光っておるといいますか、いつも親の目の届くと
ころにいまして、また一步家を出ますと、近所のお店の人がいつも見ている。そういった
状況で、家の外で遊んでいても、何かやれば近所のおばちゃんに怒ってくれたりとか、そ
ういった状況で育ちました。今、やはりお父さんもお母さんも一生懸命働いて生活を支え
ておられる。またストラなんかも進んでおりますので、いつ首になるかわからない、こ
ういった不安定な心理状態の中でお父さん、お母さんも本当に一生懸命働いておられる。
その中でやはり子供の教育に関して、しつけも教育も学校でもう全部やってもらいたいと、
そういった思いのお父さん、お母さんが多いのではないかなというふうに感じております。
そういった中で、本当に何といいますか、丸々投げられたといいますか、しつけも教育も
全部学校で、先生でお願いしたい。そういった中で、やはりそれを受けとめる先生も大変
ではないかなというふうに感じております。私の知り合いの教員の方から、やはり今、教
員の私の同僚もいろいろ問題を抱えている、悩んでいる人が多いのです、という声をお聞
きしました。

その中で、今、スクールカウンセラーという役割の中で教職員の方に対するそういった
心のケアもやっているというぐあいにお聞きしましたけれども、ぜひともこれは積極的に、
本当に今そういった悩みをいっぱい抱えている先生方に、何とか悩みを解消していただい
て、質も云々今されているときでありますけれども、やはりこちら行政の方でカバーでき
る面がありましたら、積極的にかかわって行ってそういったものを解消していただきたい
というふうに思いますけれども、この辺に関しまして、教育長、御意見を。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、県の方の事業で、今から七年前にこの事業が開
始されました。当時、別府市で初めてスクールカウンセラーがついたのが一校だけでした
けれども、たまたま私はその学校に勤務しておりましたので、一年たったときに、県下でも数
校しかなかったのですが、とにかくその成果を一つの冊子につくり上げようではないかと
いうことにつくって、それを県下のいろんな学校に配った記憶がございますが、大変好評
だったのです。それから、年々スクールカウンセラーが県下の中学校を中心に――最近
は高校も行ってありますが――あるのですが、ただ一つ大きい問題は、スクールカウンセ
ラーの方の人員確保ができないというのがあるわけです。そういうことで現在のところ、小
学校については、その近くの中学校にスクールカウンセラーがおりますので、そういう方
々にいろいろ知恵をいただきながら、また夏休みには小学校でそういう研修会をするとき
には、その近くのスクールカウンセラーが講師になって行って、子供たちの扱い方という
のですか、あるいは保護者の方の講演会にも出かけていっております。

それから、先生方の中で俗に言う心のケアといいますが、そういう問題だと思うのですが、今、県教委では教職員の巡回教育相談員というのが、たしか県に二名か三名おります。先般も別府市でそういう先生がいないか、もしいたら私どもが積極的に相談に乗るからということで、教育委員会にも参りました。各学校の方にも、もしいたらどうぞということで、これは四月の初めから最初の校長会のときに、あるいは校長先生、それから幼稚園の園長さんたちが集まるわけですが、その場でも、もしいたらそれを連絡してほしい、そして御本人によっては小さい子供さんを抱えておったりとか、いろんな苦しい状況の方もおられますので、初期の段階であれば、治癒する期間は短いわけですが、長引きますと、またそれが大変もとに戻るのも暇がかかるということで、そういう意味では我々は、入ってきた情報についてはすぐ校長会を通じて流しております。

ただ、なかなか難しい問題がありまして、実は私の友達で国立大学のそういう精神神経科の教授がいたのですが、彼に聞きますと、そういう人たちの治療というのは、カウンセラーだけではなかなか難しいというわけですね。非常に精神的に落ち込んでいるときに幾ら話をしても、なかなか、気持ちが上がってないとその話に乗れないとか、そうするとお医者さんにやっぱりかからなければならんと、そしてある程度気持ちがある程度上がったところでそういうカウンセリングをしていくと治りが早いとか。お医者さんにかかるとなると、なかなかまた難しいとかいう問題があるものですから、そういうところをぜひ県教委のそういう心のケアの相談員に、そこらあたりもぜひ考えて相談に乗っていただきたいということで、現在のところ進めております。特に心のケアにつきましては、その先生だけではなくて、それによってその先生が休みがちになれば、それはまた子供にも影響してきますので、これは何とかしなければならぬというような、私も大変重大な問題だと思っております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。本当に先生というのは、これからの未来を託す人材を基本的な学力の面からまた育てていただく方でありますので、しっかりとそういった教育、また指導していただける体制を十分にとっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。中体連のあり方についてということで通告をさせていただいておりますけれども、先日、中体連が終了したというふうにお聞きしました。その中で、選手がそういった試合の会場に皆さんが行っておられる中で、ほかのそういった部活に参加されていない生徒さんは、学校に残って自習をして、これで午前中で終わって帰られるというようなことを聞きました。以前は、中体連の大会がありますので、やっぱり全校を挙げて、部活に参加してない生徒もそういった会場に応援に行き、一生懸命自分の友達や先輩を応援していたというふうにお聞きしております。どういったいきさつで、これが自習ということになったのかお尋ねします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、部活動に入部していない生徒は、学校で自習を現在しております。このような状況になって大体七年余りが過ぎております。当時、学校は生徒指導上の問題がありまして、全校の応援態勢を取りやめたというようなことも聞いております。その後は、生徒指導上の問題よりも、引率の際の交通安全、そういうことの問題の方が大きな原因となりまして、今のような状況になっているということでありまして。

生徒数が減少しておりまして、それに伴い教員数も減ってきます。その上、部活動の種目数が逆に増加したために、引率教員の確保が非常に難しくなったこと、そして試合会場に近い学校のみでの応援になってしまう、そういうようなことが状況で、現在のような態勢になっているというふうに伺っております。

○三番（市原隆生君） 現在の部員数と種目数、また指導者の数がわかれば教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

市内中学校八校の部員数は、男子は千二百二十三人で七十八の種目、女子が八百二十八人で六十一の種目で活動しております。入部率は六七%であります。指導者数は、教員が百五十六人、外部指導者が十五人となっております。

なお、市内の中学校教職員数は、校長、教頭を除いて百七十八人となっております。このような状況から、応援引率が困難になっているということがございます。

○三番（市原隆生君） 残っておられる先生の数が少ないというのはわかりました。しかし、以前は引率というよりも、こういった会場でやっているからということで生徒自身がそれぞれに行っていたというふうにお聞きしました。そういった中でやはり先生に対しても、生徒に対する信頼といいますか、そういったところがなくなってきたのかなというふうにお聞きします。そういうふう感じておりますし、今後どのような取り組みでしていただけるかお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

現在、学校では選手激励の壮行会等を生徒会の方で開催いたしまして、中体連を盛り上げて、応援団と選手の一体感を持つような取り組みをしております。全員参加の応援態勢につきましては、今後、中体連の評議委員会等で話題にしていきながら考えていきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） 本当にスポーツを通して一生懸命取り組んでいるそういった友人の姿等を見まして、そういった真剣にやることの大切さということも学んでいけないかというふうに思いますので、しっかり前向きな対応をまたお願いしたいというふうに思います。これで、これに関しての質問は終わらせていただきます。

続きまして、総合体育館の利用についてということでお尋ねしたいと思います。この件

にしましては、ちょっと一点であるのですけれども、総合体育館、本当にこの前、見学させていただきまして、立派な建物であります。その中で、使用できる競技といいますか、種目はどのようなことができるかをお尋ねします。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

総合体育館での対応種目でございますけれども、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール等十三種目でございます。と申しますのが、これは検討委員会の決定事項でございますが、当初建設するとき、床面にボールを建てる金具等の附帯設備が要るものと、あとは予算的な備品を購入していく関係で十三種目と決定したわけでございますけれども、新しいスポーツ等でそういう附帯設備の要らないものにつきましては、お使いになって結構ということでございます。

○三番（市原隆生君） その中でハンドボールは、今言っていたきませんでしたけれども、入っておりますか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

ハンドボールは入っておりますけれども、今の十三種目を一応申し上げます。バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、卓球、バドミントン、テニス、ソフトテニス、体操競技、なぎなた、剣道、柔剣道、空手、フェンシング等です。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。実はハンドボールをやっているというお母さんから、お母さんといいますか、そういった生徒を持つお母さんから、ハンドボールはできないというふうに聞いたのだけれどもということでは来ましたが、これはサブアリーナの方でできないということでありまして、メインの方でできる、一面取れるということでもあります。わかりました。

本当に別府が日本に誇れるというふうにお聞きしました総合体育館でありますので、種目におきまして、本当に誇れるものにしていただきたいなというふうに思っております。この件は、もうこれで結構であります。ありがとうございました。

続きまして、健康増進法についてお尋ねいたします。

平成十五年五月から施行されました健康増進法の中で、第二十五条であります。受動喫煙の防止ということで、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これを利用する者について受動喫煙（室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わせることを言う）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」というふうにあります。現在、この庁舎内におきまして、喫煙の、何と申すのですか、空気清浄機と言うのでしょうか、喫煙場所に設置してあるのを時々見ますけれども、そういった喫煙場所の状況について教えてください。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

本庁における、受動喫煙防止対策の現状でございます。これは、来庁者及び職員の健康を考えまして、昭和六十三年六月から午前と午後、各一時間ずつ禁煙タイムを実施しております。さらに平成六年十月に喫煙コーナーを各所に設けまして、そこで喫煙をするようにしております。また、平成十三年五月には、庁舎内に分煙システムの機械を四台設置しております。これは議会棟が一台、グランドフロアが二台、一階に一台、計四台を設置しております。さらに強制排気方式の喫煙コーナーを一階から五階まで、西側の廊下に設置をして現在対応している状況でございます。

○三番（市原隆生君） 私も通路を通りまして、その機械の設置してある横を通るのですが、やはり数名の方が、大体いつも職員の方また来庁者の方がそこに集まって吸っておられるわけですが、やはり機械はそんなに大きなものではないというふうに思いますけれども、また三、四人の方が集まっただけで上空にこう、煙の雲ができていますか、ちょっと風が吹くと、風がといますか、その横を通りまして、空気がちょっと動きますと、やはりその横を通る者にも煙のにおいがやってくるという状況であります。本当に私はこの法律を盾にとってということではないのですけれども、やっぱり吸う人も吸わない人も嫌な思いをしないといいますか、こういった法律ができたからといって、吸わない人から「健康増進法違反だ」とか、そういった人はいないでしょうけれども、そういった吸う人も嫌な思いをしない、吸わない人ももちろんそういった煙がやってきて嫌な思いをしない、市役所にやってこられてそういった吸う人も吸わない人も嫌な思いをしない、そういった対策を今後とっていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

本年五月に健康増進法が施行されております。先ほど三番議員さんが御説明をさせていただきましたとおり、「公共施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされております。現在の本庁の状況では、確かに不十分であるという見解が示されております。厚生省が示した職場における喫煙対策のためのガイドラインによりますと、その方法としては全面禁煙及び時間分煙、空間分煙の三つの方法が一応示されております。この法律では、先ほど御説明していただいたふうに、学校及び官公庁施設などがすべて対象となっておりますので、今後どのような対応がとれるかなどを関係各課を含めまして早急に協議をしてまいりたいと考えております。

○三番（市原隆生君） 私は、たばこを以前吸っておりましたけれども、やめまして三年半ぐらいになります。今、たばこを吸っている方が横にいますと、吸いたくなるというよりも、やはりやめてほしいなという感じがしてまいりました。庁舎内におきましても、できるだけ早くそういった取り組みをしていただきたいというふうに思います。

あと、先ほど条文を読みましたが、学校の関係ではどのような状況になっていま

すでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

まず、学校現場の喫煙の状況でございますが、小学校では全体の一三％、中学校では全体の二七％、別府商業高校では全体の二五％が喫煙者となっております。さらに、どのような場所でどういう吸い方をしているかということでございますが、小学校、中学校、別府商業高校とも、会議等の席では一切喫煙はできないようにしております。喫煙場所を定めている小学校は十校でありまして、そのうち五校に換気扇が設置されております。中学校は五校で、喫煙場所は定めておられまして、この五校のいずれも換気扇が設置されております。別府商業高校につきましては、喫煙室が設けられておりまして、換気扇も設置されております。喫煙場所が設置されていない学校については、建物の外で吸っているような状況がございます。

○三番（市原隆生君） 今、建物の外でというふうにお聞きしました。私が思いますに、やはり中で吸わなければいいということではないのではないかなというふうに思います。実は厚生労働省の方で「たばこと喫煙」ということでホームページをのぞきまして、中学生から高校生まで喫煙経験ありということで、中学三年生の男子に関しましては、三八・七％が吸ったことがあるよというふうに回答している。これは先日来話題になっております三十人の学級に訳しますと、十一人の生徒が吸ったことがあるよというふうに答えている。高校三年生男子に関しましては五五・六％、三十人に訳しますと十七人が何と吸ったことあるというふうに。これは資料としましては一九九六年だというふうに思います。これがすべて別府市に当てはまるということではないと思いますけれども、ちなみに女子の方ですけれども、中学三年生で吸ったことがある、これは三十人のうち六人、二二・七％。女子の高校三年生では三八・五％、三十人に訳しますと十一人ですか。大体これぐらいの生徒が経験、たばこを吸ったことがあるよというふうに答えているという統計があります。やはりそういった学校の中で先生がおいしそうにといいですか、たばこを吸っている姿を見せるということは、本当にちょっとまずいのではないかなというふうに、この統計を見まして思いました。今後の取り組みを、積極的な取り組みをお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

この健康増進法は、受動喫煙の防止という努力義務を負っておりますことから、例えば学校でまず取り組めること等を考えてみますと、やっぱり運動会等で観覧席等で喫煙される方も結構見られます。そういう場合に運動場の隅何カ所かに喫煙場所を設けて、観覧席では吸わないようにしていただく、そういうことも一つの取り組みかと思えます。あと、学校では、教員に「たばこをすぐやめなさい」という、そういうことは非常に難しいところでありますけれども、子供たちに対してはたばこの害、そういうことは保健体育等の時

間でも指導しておりますし、さらにこれは続けていかなければいけないことだと思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 今の三番議員の質問を拝聴いたしました。何よりもうれしい発言で、（笑声）もうちょっと時間を残さずにたっぷりやってほしかったなという思いを持っております。三番議員さん、大変ありがとうございました。私を擁護していただいて。（笑声）

さて市長、五十四年に同期として議員にならせていただきました。あなたは教育界のプリンスとして、私は三十四歳という年齢をひっ提げて実は当選をさせていただきました。そして、一番最初にあなたと私とが議決で違ったのが、公設卸売市場の問題であったと思います。この段階で私が指摘をしましたのは、市場にある市場経済に官が関与すべきではないということを厳しく指摘をしました。そして、福岡大学の山中豊国先生の財務分析によって、使用外流通商品の比率が高まり、やがて市場機能そのものが打開する時期が来る、こういうふうにその専門書も、当時の脇屋市長に提案して、実はこの論拠も示したわけです。

さて、これがどうなっているかをきょうはあなたにお伝えしてから、きょうの質問に入りたいと思うのですけれども、この工事費は三十四億。別府市の地方債が二十六億四千万、元利金で四十二億程度だと思えます。平成昨年度の取扱量から今統計を持っておりますけれども、平成三年度の青果の取扱金額が六十三億、平成十四年統計で、現在が四十三億と、この三年から十四年にかけての間に二十億も減少を来しております。水産に至っては、四十四億が二十九億、十五億三千万減少しています。青果、水産、花卉を合わせますと、平成三年度は百十八億あったものが、十四年度では七十七億と四十億円の減少を見ておる。当時、財務分析、市場分析をして提言したことは、まことに今その実態が、我々が論拠として示したものが、そのままあらわれたなという感は否めない。それで、この当時から、官がやるべきものと民がやるべきものとは峻別して、区分して行政はかかっているといけない、このように厳しく指摘をしてきましたと同時に、今回、議員改選をいただきましたから、「行財政改革クラブ」という名称をつけます、この四年間、行財政改革に積極的にかかわっていきたい。そして、別府市を日本一の行政効率が発揮できる市にしたい、こういう思いで現在取り組んでおります。

さて、市長が公約として上げました中で、行政改革の部分で次のような文言があります。「機構改革による行政のスリム化、適材適所の人事、むだ遣いをしない財政改革を実行します」、こうなっています。機構改革によるところの行政のスリム化、それから適材適所の人事、むだ遣いをしない財政改革をします。これが、当市の今抱えている財政構造の改革に果たしてどれほど寄与するのだろうかという疑念を持たざるを得ません。

そこで、市長が公約として上げております「機構改革」、それから「むだ遣いをしない

財政改革を実行します」、これは、どのくらいの経常収支に影響が出てくるのか、これをまず御答弁ください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

行財政改革全体に機構改革もかかわりがありますので、その基本的な考え方をお話をさせていただきたいと思います。

行政は、住民からお預かりした税金を一円でもむだなく使う、効率よく使うということは、地方自治法の私は原点であるというふうに確認をいたしております。それが基本であるというふうにも思っております。財政が苦しくなったから行革を行うということではない。基本である、また財政状況に私はかかわらず、皆様からお預かりした税金を大事に効率よく使う行財政改革は、行政の永遠のテーマである。続けていかなければならないというふうにまず考えております。特に近年の社会情勢の急激な変化によりまして、全国の地方自治体が、財政が非常に逼迫してきておることも現実でございます。反面、地方分権の進展等による新しい行政課題、さらには行政需要が増大をして、必要な税源を確保するには、行政改革は必要不可欠である、このことも私は十分認識をいたしております。こういう情勢の中から、別府市の行政改革は昭和六十年に自主再建を進めるために行った別府市行財政推進本部の設置、十七年の歴史を積み重ねております。この間の成果についても多大であったというふうに私は認識をいたしております。また、平成十五年度の行政改革にかかわる重要課題についても、行政改革ヒアリングを行ってありまして、各課の年次計画等については、積極的に私は推進をしてまいりたいと基本的に思っております。

現在、行政改革の推進審議会で行政改革大綱の見直しを行っておる段階ですが、今後は、前回の行政改革大綱の積み残し部分に加えまして、新たな見直しの投資、その趣旨に沿った行政改革を進めていかなければならないと考えております。これまで議員が、この行政改革に命を燃やしながらか改革大綱等につきましても御提言を十分いただいております。承知をいたしております。（議長交代、議長清成宣明君 議長席に着く）

先ほどの機構改革の問題についての経常収支比率に対してどのように考えているかといった問題等につきましても、私は、具体的に機構改革をしたからこれだけのものというところまでは試算はまだできておりません、正直。しかし、機構改革というのは、これも行政改革を進める上で私は不可欠である、このように認識をして、そういう公約の中に上げさせていただきました。このことは御理解をいただきたい。

さらに行政改革、いわゆる市民ニーズを前進、的確にとらえながら事務の流れを見直し、いわゆる今は情報技術、ITを活用した組織の統合・再編を行うということは、大きな成果を期待できる。そういう意味でこの統合・再編を行う機構改革については必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、この機構改革に伴いまして、スリムで迅速な判断ができる組織のフラット化、さ

らには予算権や人事権の分権委譲、状況に応じまして柔軟な対応ができるいわゆるグループ制等の導入についても私は検討していかなければならない、このように考えております。今後ますます財政は逼迫してくると予想されますし、行政重要、いわゆる市民ニーズは反対にますます増加をしていくというふうと考えられる中で、限られた財源や限られた人員で行政運営を行わなければならないわけでございますから、職員全体の意識改革と、そしてコスト意識ですね、大変重要であろうというふうにまず考えます。そのために職員研修、人材育成、人づくり、そういった点も必要だと思っております。

二十四番議員には、これまで行革に対する貴重な御意見や御指摘を数多くいただいたと聞いておりますし、私も肌で感じております。今後、そういった視点でお気づきの点につきまして御指摘をいただければ幸い、このように思います。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、行政改革について何人もの議員が、あなたに対する基本的な考えは、もうすでに聞いています。私もそれをメモさせていただいておりますので、行革に対する基本的な考えというよりも、具体的にあなたが何を考えておられるのか、ここをあなたの口から、メモではなくして、あなたが現在まで、市長に就任されて二カ月有余ですから、すべてを把握しているなんて、私は全然思っておりません。そんな無理なことを私はあなたに要求しているのではないのですが、あなたが今まで、この二カ月間、自分が調べてみてどこをどういうふうに改善しなければいかんのか、こういう具体論を今から議論させていただきたいと思うのですね。

先ほど十九番議員が、別府市の財政構造の問題について質問しました。扶助費、公債費、人件費、この義務的経費の比率を落とす方法として一落とす方法ではない、落とさなければいけない。では、落とせるところは何かというと、人件費以外にないのです。公債費というのは、税金をお預かりしている以上、事業をしないわけにはいかないのです。そうなってくると、固定経費では人件費比率をどう落としていくかということなのです。それで、この人件費比率を今後落とす方法として、具体的にでは市長としては何を考えておられるのか、これを御答弁願います。

○市長（浜田 博君） 私は、人件費を落とす、扶助費、必要経費等。ただ、人件費を落とすということは、人減らしですよ。そこが私は、それが行革ではない。住民サービスが低下しない範囲の中で、そういう人件費等が削減できる方向を見出したいという基本的な考えでございます。

○二十四番（泉 武弘君） では、財政構造を、今、市長が答弁されたような方法で財政構造を変えるということは可能だというふうにお考えですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

財政構造を変えるということは、基本的には人件費等のそういう扶助費を含めて落とすということであろうと思いますが、そのために私が機構改革をあえてそこに先に挙げさせ

ていただいたのは、スリム化をする中でそういう行政改革全体の中で削減を含めて考えていきたいという考えでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今働いている一千二百三十一名の職員ですね、この人たちの大枠を変えなければ、人件費比率というのは落ちてこないわけでしょう。ここは理解できますね。今言うように、人減らしが目的でない。人を減らさなければ、固定経費である人件費というのは、組織の見直しではそのまま点数が残っていきますから、構造改革に、財政構造の仕組みを変えるということにつながるのではないのですか。もうちょっと詳しく説明してください。

○市長（浜田 博君） 私が基本的に今お話をしたのは、人減らしを絶対にしないということではないのです。先に人減らしありきの行革の姿勢ではないということを確認に申し上げたわけで、人件費等の削減については努力をしていくことは当たり前のことでございます。ただ、私は、その過程の中で、なぜ今そういった定数があるのか、そしてスリム化を図っていく、機構改革をしていく、そういう状況の中で住民サービスが低下をしないという保障をしながら、そこを一番に重点に考えながら人員の削減も含めてしっかり考えていくということでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 政治の世界とか行政に長くいますと、行政、政治から住民を見てしまう。住民は、行政サービスを地方自治体が行おうと、民間がそのことをやろうと、サービスの質が高くコストが安ければ、どちらがやってもいいのです、住民は。必ずしも行政がやらなければいけないということはないのです。これは納税者の一致した意見です。

そこで、財政構造を変えるためには、あなたは、人減らしではない、こう言われましたけれども、結果としては、今ある、別府市がやっているいろいろな公共サービスですね、これを民間に切りかえることができるものは、民間に切りかえなければ固定経費の縮減につながらないというのは理解できますか。

○市長（浜田 博君） 私は、人員削減だけを考えないと言った中には、民間委託も含めてスリム化、機構改革を考えたときに、必然的に人員削減ができるという過程にあるわけですから、私は、民間活力を入れないとはいっていません。民間活力で住民サービスがきちっと保障ができれば、これは生かすべきだ。これは当然のことです。

○二十四番（泉 武弘君） かつて私は、改選前にいた会派からあなたに公開質問状を出させていただきました。この中の回答が、二条十四項に基づいた精神を尊重すると。二条の十四項というのは、地方自治法、最小の経費で最大の効果を生むということですね。これに立脚して行政運営を考えるならば、その手法は、民間であっても囑託であってもITであってもいいわけだ。そのことを今あなたにお伺いしたら、あなたの方は、いや、その方法も視野に入っているとされましたので、いささか実は安心した。そのところがか

み合わない、一致の視点に立たないと改革が前に行かない。

そこで、二条十四項、十五項に基づいて、では実際に、現在別府市が行っている事業についてどういう問題があるかということをも具体的に市長にこの機会に申し上げておきたいと思うのです。

まず、その前に、財政は極めて厳しい。これはもう本当に厳しいな。十八年から二十二年までの退職金が八十八億要るわけです。今後十年間で百四十五億円要ります。しかし、片方では退職金が要りますけれども、改革のチャンスなのですね、これ。絶対的なチャンス。なぜかといいますと、市職員に対する縮減率が四〇%という、かつて経験したことがないぐらいの方が十年間でやめていく。だからこの機会を逃したら、別府市の行政改革の思い切った断行というのはいけないということも逆に言えば言える。

さらに、ごみ、し尿処理、南畑、それから土木の維持、春木の種苗、保育士、調理員、給食調理員、幼稚園教諭。四月一日現在二百三十八名が、この十年間で百二十九名定年を迎えます。今、私自身が視野の中に入れていた民間に切り回してでも支障がないだろうと思える分野で大幅に定年退職が出るという、これも市長、一つの視点としてぜひとも頭に入れておいてほしい。

ところが、この皆さん方の退職金だけで百五十億にもなる。退職基金を視点に入れておると言われますけれども、果たして払えるかな。失礼があつてはいけません。この議場におられる管理職の皆さんは、この十年間でほとんどおやめになるのではないだろうか。いや、おれはまだ十一年ある、まあ、一年ぐらい余裕は許してほしいのだけれども、それほど厳しい時期に皆さん方はやめられるということです。その中でこのような轍を二度と踏まないためにも、固定経費の削減を図っていかなければいかん。

そこで、具体的に見てまいります。保育所の職員が六十三人、平均年齢が四十七・一歳、平均給与が七百万。清掃課職員が百四名、ごみの収集をされている方が八十六名で平均給与が七百二十万。南畑の不燃物に二人、七百七十万。春木のし尿処理場十人、八百十五万。清掃課百六名の合計は、平均年齢四十六・八歳、七百十九万。幼稚園の教諭を見ますと、正規職員四十人、平均年齢五十一歳、平均支給額八百万。中央公民館、正規職員三人、平均給与が八百八十八万。水道局の職員百四名、平成年齢四十歳七カ月。今後十年間に必要とされる退職金六億五千万。職員一人当たり給与が約八百万。学校給食並びに共同調理場四十八名、平均年齢四十八・一歳。学校給食の平均支給額は七百万、共同調理場が六百五十万。

さてさて、ここで問題になることは学校給食。学校給食は、一年間二百四十五日……、十三年度決算数値に基づいてお話しします、二百四十五日勤務をされる中で、三期休暇五十八日、約二カ月間一般職員より勤務量がありません。もちろん学校教育課に聞きますと、この間、石けんをつくったり食器を洗っていると申しますが、そのために雇用して

いるわけではありません。このような勤務体制を今まで認めてきたという管理者責任が当然あるということ、教育長に申し上げておきます。

幼稚園の場合、一人当たりの児童に要する費用年間六十万。ところが、官と民との役割を見ますと、この前、浜田市長がお会いになった日田市ですね、十保育園がある中で、十が全部私立です。津久見市の場合が、私立が六、公立が一。大分県下十一市を見ますと、公立の幼稚園児は四千三十七に対して私立八千四百七名、圧倒的に私立が多い。学校給食、幼稚園ともに、今を入所定員ということで策定していきますと、民間が、入所定員に対して三分の二の入所率、ということは、今、公立の幼稚園をシフトがえして、私立に持って行って、PTAの運営助成金として出す方がいいのではないかと、こういう考えも成り立つ。幼稚園の場合、私立と公立の比較をしますと、公立一〇〇に対して二〇・三%で私立は運営されています。それは、もうほとんどが補助で公立は運営されている。

さて、そう見てみますと、地方自治法二条十四項の最小の経費で最大の効果をというところに立脚して、市長が言われる「市民の目線」から見たときに、このような業務を民間に切りかえる方が、むしろ「市民の目線」に合うのではないかと、この気が私はします。

さらに清掃課を見ますと、十三年度の清掃課の運行記録簿から実態を拾ってみました。十三年四月から七月までの運転日報から拾った。実際にごみを収集してない時間一日当たり、可燃物収集日で一台当たり一時間四分、不燃分収集日で一台当たり一時間五十一分、資源ごみ収集日で一台当たり二時間二十三分、粗大ごみ収集日で一台当たり二時間二十分、仕事を、ごみ収集をやっていません。なのに、給料は払われています。

そこで、そのようなものが――市長ね――許される事態だろうか。勤務実態がないものに、先ほど言った五十六日間の学校給食それから清掃課、こういうことが許されるだろうか。昨年度からこの収集ルートの変更をやって、大体四時ごろまでは仕事をしているようです、最近は。それでも一時間近くあるのです。一時間ごみの収集で実働をやってないということになりますと、百六十時間一日当たりに働いてないのに給料を払うということになります。今私が申し上げたのは、調査した上で市長に申し上げています。

南畑の不燃物ですね。南畑の不燃物は、不燃物の持ち込みがないが年間百五日あります。百五日あるということは、そのごみを広げる必要がない。入ってこない。

中央公民館。中央公民館大ホール、年間百五十日ぐらいあの大ホールを使っています。

それから春木種苗圃。春木のやまなみの右にありますね。こちらで働いている方がどのくらいの給料をもらっているかといいますと、約八百万円だったと思うんです。そのような給与を払ってまで苗木の栽培をする必要があるのか。春木で育苗という部分と公園管理をしていますけれども、一時間当たりたしか、年間給与七百万の場合、一時間当たりの賃金が四千元近くなるのです。民間と比較した場合に、余りにも大きい官民格差。

市長、今私が申し上げてきたことは、ずっと前の四年間言い続けてきたことなのです。

今の私の調査方法を聞かれて、「市民の目線」から今の実態を見たときに、市長は、地方自治法二条十四項の最小の経費で最大の効果を上げる行政運営がされているというふうにお考えでしょうか。

○市長（浜田 博君） 泉議員は、その当時、自民党議員団であったのですかね、私に選挙前に公開質問状をいただきました。私は、自民党議員団に対して丁寧にお答えをさせていただきました。その中で地方自治法の二条十四項、十五項の問題も含めて、最大の効果を上げる点については、答弁をした記憶はきちっとあります。

今、分析をされました幼稚園問題、給食、清掃、春木苑の問題等々、あなたの調査は十分わかりました。しかし、私なりにまた精査をさせていただきたい。と申しますのは、今働いていないところに給料が支払われているという、私は、そういう現状はないと確信をしておりますので、その時間帯の部分とか、そういうものを精査をさせていただかないと、私は答弁ができません。

さらに、一つ一つ言えば、またあなたと政策論争になりますから時間もかかりますのですが、幼稚園の公立幼稚園と私立幼稚園の兼ね合いとか、幼・保一元化の問題とか、幼稚園教育は、なぜ公立幼稚園として全国的にずっと今まで普及してきた歴史があるのか、こういったこともしっかり検証しないと、すべて私立に民間含めて委託することが、幼児教育という点から本当に正しいのかどうか、この点も検証しなくてはならないと思います。ただ行政改革だけで、そういう意味から民間委託ということだけを考えるわけにはいかないというふうな観点も持っております。

さらに、最大の効果を上げるためには、民間委託に十分私は活力を加えていきたいということは、もう先ほどお話ししたとおりでございます。

給食の問題についても、学校給食というのは、私は教育の一貫であるというふうに自分なりに認識をいたしております。だから、住民サービス、市民の目線でという市民から見て、給食が公営であろうと民間であろうと、本当に子供の栄養価を考えたおいしい給食が、あの育ち盛りの中学三年生でも腹いっぱい食べられるだけの給食、栄養価がきちっと保障されるかどうかといった問題、それが給食費の負担増に市民につながらないか、そういった問題も含めて検証しなくては、民間に委託していいのか悪いかという判断は難しいと思いますので、その点は十分にまたこれから精査をしていきたい、このように考えております。

あと、清掃の関係も、私は、四時ごろで終わってあと一時間がないというような話を聞きましたが、私は、あの清掃の仕事の大変さというのも実感をさせてもらいましたし、四時半ごろまでは何かかかっているような状況も見ましたし、また休日も返上して特別にコースをつくったり、いろいろ苦勞されている部分も聞いておりますから、そういう意味で私は、頑張っている姿というのを見ているものですから、その辺の働いてない部分で給料

が支払われているという部分が見えません。だから、その辺はしっかりとまた精査をさせていただきます。

それから、春木苑の育苗の問題についても、私自身も本当に今あそこに必要なのかどうかというのも疑問を持っている点があります。だから、これから今の時代の流れの中であれはどのような形でしたらいいとか、これも機構改革を含めて十分に論議をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 今、質問に先立って清掃課の実態も実は調べさせていただきました。待機時間を、待機時間です、待機時間を勤務と見なすのかどうか。これによって若干の違いが出てきますけれども、市長が、あえて「市民の目線」と言われた。パート労働者が雇用されますのは、一番労働量の多いこの時間だけ雇用される。それと逆の現象になっているのでしょうか、公務員の場合。先ほど私が申し上げたのをもう一度申し上げますが、要はごみの収集は、単価を安くしてサービスがよければ、それは民間であっても構わないわけなのです。

別府市が負担金を払っております日本自治経営学会ですね。ここが分析した中で、民間と公務員とのごみの収集に対する問題は、約半分です。官が一〇〇としたら民間が五〇。働き量は、官に対して民が二倍。これは別府市初め全国自治体が出して、そういう実態調査で分析してもらった日本自治経営学会というところが出した本なのです。これから見ていきますと、やはり「市民の目線」ということになれば、私が先ほど言いましたように、多量に定年退職者を迎えるこの機会において民間切りかえは難しいな。このチャンスを失ってほしくないなという気がいたしているわけです。

そこで、市長あなたも自分の印鑑証明、住民登録証明、取りに行ったと思いますけれども、あの一通の登録証明を出すのに人件費がどのくらいかかるとお思いますか。もしおわかりでしたら、御答弁ください。

○市長（浜田 博君） 具体的に把握しておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 今、三百円の証明手数料です。全国で見えていきますと、百十五円から三百五十円という範囲で登録証明料はある。二百円台が一番多いようです。別府市は三百円。この住民票、印鑑登録証明等にかかる人件費が、市民課で職員が行った場合百六十七円、嘱託職員がやった場合に八十七円、出張所では臨職仕事がいまいませんから、市長、一枚当たり千百五十六円の人件費がかかる。あの一枚の登録証明。これは発行枚数を人件費で割ったらすぐ出てくる。自動交付機とか臨職とか、こういうものに切りかえることだって可能なんです。第一市役所、第二市役所があって、第一市役所は印鑑登録証明が三百八十七円、第二市役所は千四百五十六円といったら、どちらにみんなが行きますか。こんなことを考える方が、もうむだなことです。殊さらさように改善をしないまま、ずうっと何十年と流れてきたのが行政なのです。今度は市長に僕は特にお願ひする。天地がさ

かさまになるぐらいの気持ちでやらないと改革はできません。改革は、小出しだったらできません。すべて開いてあることです。本当にやっぱり命がけでやらなければならない。それはだれのためにあるか、納税者のためです。先ほど言われたように、納税者の皆さんからお預かりした税金を効率よく運用して、一円でも多く行政サービスによってお返しする。そのために塗炭の苦しみを味わってでも、やらなければいけない。これが改革だと思います。

私は、不思議と歴代の市長とこう対峙してきました。井上前市長と対峙しなかったのは、この行革の部分なのです。あの人は首を振ったことはなかったですよ、不思議と。この改革が、私がこの四年間議員にさせていただいて一番大きな政治目標なのです。これについては、市長の特段の努力をしていただきたい。そして実効の上がる改革案をつくっていただきたい。そのための協力は惜しまないということだけはっきり申し上げておきます。そこで、今言った、今、事務事業の中で民間委託できる、民間経営ができる、囑託か臨職ができる部分については、もう先ほど申し上げましたから、内部協議を重ねて早い機会に行革大綱を上回るものが出るようお願いしたい。

さて、十四年度に改革について、先ほど申し上げた例題の中で基本構想を十四年度中にまとめる、十五年度中に実施案をつくるというのが、もうすでに議会で表明されています。これは別府市の方針なのですね。これに変更があるかどうか、市長部局、教育委員会、御答弁ください。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

教育委員会の方としては、今準備しておりまして、変更はありません。

○企画財政部長（須田一弘君） 市長部局の関係につきまして、現在、計画の中身をヒアリングの中でも進めておりますが、現在においては変更はございません。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、僕は職員の皆さんは偉いと思うのですね。一番難しい改革という部分に、管理職の皆さんは正面切って受けとめてくれた。だから基本案がそこまでできた。あと、実施案をそれにどう色づけするかまで来ている。もうまさに一番難しい時期にいました。それに取り組んでこられた職員の皆さんは、それなりに僕は大変評価をしています。大変立派だと思います。

そこで、今、市長部局、教育委員会について触れましたけれども、この機会にどうしても聞かなければいけないのは、水道局。市長が公約として出されたものを見ますと、下水道事業の管理の一本化なのか、下水道事業の基本的な一元化なのか、どちらを市長としては公約にされたのか、この点だけ明確にしてください。

○議長（清成宣明君） 休憩します。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 十四分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

なお、この際、議事進行のため、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○市長（浜田 博君） 先ほどの質問に、お答えをいたします。

選挙公約として上げました上下水道の管理の一本化ということで、私はたしか上げたと思います。これは、「市民の目線に立って」ということを何度も言いましたが、住民サービスを向上し、福祉の増進をしていくには、行財政改革というのは避けて通ることはできないという観点から、私は、この上下水道の管理を一本化することができないかなということで、自分の思いとして上げさせていただいたことは事実でございます。管理を一本化していくということは、いろいろ調べてみまして、確かに多くの問題点があります。ただ、私がすぐなっできる問題ではないという部分も感じました。それから具体的に自分のお約束としてできる部分を上げてきたら最初に上げて、後で上げてなかったという部分もあるのかなと、この点は御理解をいただきたい。

ただ私は、今後はやはり下水道課、さらには水道局にメリット、デメリット、問題点について双方で十分やはり協議をしながら――協議をしながらですね――将来的には時間はかかると思うが、やはり実現に向けて取り組んでほしいという思いは持っております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長は、管理の一本化というものを模索された。僕は、その方向は間違っていないと思うのですね。しかしながら市長、この機会にお尋ねしたいのですが、今の水道事業、それと下水道の特別会計、これの問題点をどのように認識していますか。

○市長（浜田 博君） 私自身は、いろいろ集金の問題も含めて非常に不合理な部分があるのではないかな。しかし、複式、単式、いずれにしてもそういった部分できちっと整理する部分あるのではないかなというような気も持っております。いろんな難しい問題点については、今私なりに調査をさせていただいていますので、精査には今提出することはできませんが、お許しいただきたいと思えます。

○二十四番（泉 武弘君） 十三年度の決算から、まず水道局の問題点を見ますと、労働生産性が極めて悪い。たしかこれは類団との比較ですから、類団は七十八ですか、七十八との比較だと思うのですけれども、職員一人当たりの給水量ですね、類団比較の半分。職員一人当たりの営業収益、類団の半分。職員一人当たりの給水人口、類団の半分。同じような規模の団体に比較して別府市の水道局の職員は半分しか働いていないということも、数値から見ることはできるわけです。（発言する者あり）今こういうふうに御意見を言われましたけれども、ちょっと私に言わせていただきましょう。（笑声）そして大きな問題は、人件費の支出全体に占める割合を、平成九年から十三年までの平均値を出しますと、費用総額に占める人件費の割合が、何と四〇％という異常な数値です。

そこで、どういう切り抜け方をしたかといいますと、平成九年に約四〇％の値上げをし

て、水道使用料収入の確保を図った、これが現実的な問題になった。ところが、平成九年をベースにして見ていきますと、九年に値上げですから、十年に八千七百万円の水道料金の使用増がありました。その後、坂道を転がるように水道料金の収入は、十一年が十年対比で約六千万の減、十二年が三千二百万の減、十三年度が六千五百万の減、十四年度見込みが三千三百万の減というふうになっています。もうこのまま行ったら、今の事業ペースで行きますと、十九年度値上げをせざるを得ない。それとも投資可能財源を縮小して値上げをしない。どちらかを選択しなければいけない。もうこれは数値的にそうになっている。水道局については、抜本的な改革が必要なのです。この数値だけを見ても、市長、いかに労働生産性が別府市の水道局は悪いかというのは、もう歴然たる事実なのです。

そこで市長、これは一つの問題として提起いたしておきますけれども、現在、水道局は公営企業法の適用を受けています。それから下水道課は下水道法の適用を受けています。今、一番の問題は、下水道という特別会計そのものが持っている累積赤字が三億六千万です。これと今まで施設をした資産償却をどのように見て、資産台帳をつくって公営企業法と整合性を持たせるのか、これはかなりの時間がかかります。下水道事業というものが、将来ともにプラスに転じるということは極めて難しい。水道事業は、やろうと思えばできます。

ここに私が調査した表があります。人口十万から十五万までの九市の平均を見ますと、損益勘定職員が六十五名、別府市は類団比較よりも三十八名多いということが出ています。これは上流水、上水を浄水にして配水するという行為をやっている実は団体です。それから人口十二万人規模の類団との比較をしますと、優に四十七人別府市の場合は損益勘定職員が多いという数値が出てまいります。この分が労働生産性、人件費率、こういうものにすべてはね返っていつている。

市長、もうすでにヒアリングを終わっているようですが、ことしの二月二十七日でしたか、水道事業の経営改善の答申があります。これは、市長として尊重していく姿勢があるのか、それとも独自の水道事業と下水道事業と一緒にした経営改善を目指すのか、この機会に明確にひとつ判断をしてほしいと思います。

○市長（浜田 博君） 答申を尊重していきます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、こんなことを言ったら、あなたは冷やかに聞こえるかもしれません。もうその答弁は、大変僕は評価します。これをやる以外にもう方法はないのです。なぜないかといいますと、ここに法律改正がある。「地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。平成十五年六月十三日 内閣総理大臣小泉純一郎」。法律第八十一号地方自治法の一部を改正する法律。何をどう改正するのか。今まで公の施設の管理運営については、公共団体または公共的団体に委託をすることができるというふうになっています。これは農協とか生活協同組合とか、こういうものを指すわけです。ところが、

今回改正になりました。もうすでに改正になって公布されています。改正案では、「公の施設の管理者の範囲を、地方公共団体の運営の法律化を図る観点から、出資法人または公共団体もしくは公共的団体以外の民間業者を含む地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に拡大するとともに、指定管理者の管理の代行制度に転換すること」としている。平たく言いますならば、今まで公の施設、公の施設というのは、ここに例題として挙がっています。公園、学校、公民館、体育館、図書館、病院、上水道、これ等が例題として挙がっている。こういうものは、もう民間でもお願いできるのですよというふうに法律改正で公布されたわけです。

水道局長、労使が一体になって経営改善案を確実に進めないと、市民は、もうそういう労働生産性の悪いところは民間に経営してもらえという運動をしてきます。できるようになった。これほど厳しい状況が、今水道局に及んでいる。今、市長は、経営改善に対する答申案を最大限尊重する。尊重するということは、実行を担保してこれを確実にやらなければいけない、こういう時代に入る。僕は、市長が「答申を精査して」と言うと困るなど実は思っていたら、尊重するということですから、あとは一瀉千里に改革を実施する。向こう三年以内に五十人以内に職員を下げる、人事交流をやる、委託できるものは全部委託をやる、こういう経営改善が出ているわけでしょう。これをやる、これ以外にない。このことだけはっきり申し上げておきます。

そこで、市長。「市民の目線」と市長が言われましたから、今の公務員給与と民間賃金の格差をちょっと私は触れさせてもらいます。

これは、平成十四年度の賃金事業調査ですね。従業員三万九千八百八十三人から回答を得ています。この中の平均賃金を見ていきますと、平均賃金が、民間が平成十四年度三十一万四千五百四十六円に対して、別府市の公務員は三十八万一千二百四十七円、このようになっています。これから見ていきますと、民間に比べてかなり高い。民間では所定外労働賃金と言っていますけれども、いわゆる残業とかいろいろなものを含めると、民間では三十一万四千五百四十六円に対して、別府市の公務員は四十二万四千四百三十六円、十五年度の予算説明書によりますと、そうなっています。

我々、旅館・ホテルが多い別府市を見ますと、基準外賃金を含めても、別府市を中心とする旅館関係者の平均賃金は二十三万五千七十六円と、公務員給与との間に大きな乖離を見ることができる。

さてさて、市長は「市民の目線」ということを言われましたけれども、これらの問題に市長はどのような見解をお持ちなのか。

それともう一つは市長、これはぜひともお聞かせを願いたいと思います。今から十年間百四十五億円の退職金が要ります。この退職金が、今約三千万です、退職者に払う退職金が約三千万。今、一人の人を雇用しますと、六十の定年に達するまで三億円かかります、

職員に。そこで、退職金並びに給料、初任給等の見直しをする考えがないかどうか、御答弁ください。

○市長（浜田 博君） 現時点では考えておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、それは「市民の目線」ではないのではないですか。初任給においても四千二百円程度の差がある。現時点で考えてないということは、市長、言えないのではないのでしょうか。それは、ちょっと言えないというふうに法律がなっています。地方公務員法十四条行政適用の原則。「給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、随時適当な措置を講じなければならない」、このようになっていますが、それでもしませんか。

○市長（浜田 博君） 公務員給与の原則は、今、人事院勧告という制度の中で行われております。別府市独自でそういった行動を起こすということはいかがなものかというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 先ほどまでの答弁と一変して、「市民の目線」から遠ざかったような気がしてなりません。

それでは、もう一つの例題としてお話しさせていただきます。勤勉手当。勤勉手当は直近六カ月の勤務成績において支払うということになっていますが、別府市は、現在一律で勤勉手当がある。これについては、法律のとおり勤務成績に応じて支払うというふうに運用する気持ちはありませんか。

○助役（大塚利男君） 今、御指摘の点につきましては、公務員制度改革が国の方においても見直しがされているところでございますので、別府市もこれらの見直しに準じて業績主義、そういったものを取り入れてまいりたい、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 制度改革とは別次元の問題でしょう。地方公務員法の中でそのようにしなければならないという法律になっているのでしょうか。制度の問題ではなくて地方自治法上、地方公務員法、また別府市条例の給与の部分、これから見てもそのようにしなければいけないのでしょうか。してないのでしょうか、今まで。してないことの方が問題ではないですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この基準づくり、非常に難しい問題がございまして、まだその基準ができ上がっておりませんので、これを今まで実施してないというのが実情でございます。しかし、病気休暇、そういった点につきましては、その採用をいたしているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 条例の給与に関する勤勉手当、こうなっています。基準日以前六カ月以内の期間におけるその者の勤務成績において、その基準日に属する月の規則で定めるうち支給する。勤務成績において、幅がありますね。これをやはり勤労意欲を起さすためには、この勤勉手当の精神に基づいて、やはり僕は査定すべきだと思うのですよ。

一律というのはおかしい。僕等が見ても、働いている職員と働いてない職員いるわけだ。それを一律にするかは――あと時間が四分になりました――今後の職員の採用、これは固定費経費につながりますから、今後の年次別職員採用人員についてどのような考えを市長はお持ちになっていますか。

○市長（浜田 博君） 今後の職員採用につきましても、先ほどの行財政改革の視点、さらには構造改革の視点、適材適所にどういった配分をしていくのか、そういう意味からむだな採用はしないという方向でしっかりとやっていきたい。

さらに先ほど来、泉議員の行革に対する視点なり、私はそれなりに理解をします。しかし、「市民の視線」でそれが変わったということについては、私は変わっておりません。これは、行財政改革は前市長時代にあなたが、前市長は首を一回も振らなかったということで賛同してこられたということですが、私がすべてあなたのことに首を振らないということは、これからは難しいかなという部分はあると思います。私は、全議員を対象にしながら行財政改革をしっかりと進めていくという方向は、不退転の決意をもって取り組みたいと思います。

さらに、先ほど議員もいみじくも職員の皆さんの努力を評価していただきました。私も、素晴らしい職員の皆さんのスタッフの中でここまでよく頑張っているなということを実感をもうしておりますから、私自身がやる市政ではなくて、職員とともに一丸となって行革には取り組んでいきたい。とりわけ昨日の質問の中で、私が市長になったら行革が十年おくれる云々ということも言われたということ聞いておりますが、逆に一年でも早く行財政改革の効果を上げるように努力をしたいという、この気持ちを披瀝させていただきたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 意気込みはわかるのですが、法律で社会の情勢に合わすように改善をしなければならない。今の公務員給与、退職金が、社会の実勢から見て乖離しているということは、だれが考えてもはっきりしている。これを改めなければ、「市民の視線」ということが市民に伝わらないわけなのです。嫌でもやはりそれは、人事院勧告とは別に地方は地方の財政力、また社会構造というものがありますから、地方に合わせた行政の運営、このことを心がけなければいかな。

終わりに、志木市というところの行財政改革について申し上げますと、現在、五百三十六名だったと思いますが、職員がいる。今後二十年間で職員の比率を二五％、行政パートナーを七五％。行政パートナーということは、NPOを中心にそういう方々に行政パートナーとしてやっていただくということを打ち出して実践している市もあります。

それから教育長、三十人学級の問題を言いましたけれども、もうきょうは時間がないから言わないけれども、三十人学級ありきではなくて、なぜ三十人学級でなければ先生の目が行き届かないとするのだったら補助教員を考えないのですか。犬山市では、学校給食と

いうものを学校給食調理を民間委託して、その財源で補助金をつけているではないですか。

それから市長、一点だけ申します。学校給食というのは義務ですから、学校給食調理というのは民間がやってもいい。そこを混乱しないようお願いいたします。

○十番（平野文活君） いよいよ一般質問も、私でしんがりでございます。あと一時間、お疲れのことと思いますけれども、よろしく願いを申し上げます。

私が、共産党議員団三名おりますが、その三名の団長を務めております。その関係もありまして、質問に入る前に一言、浜田市政に対する私ども日本共産党の基本的な立場ということについて話をさせていただきたいと思っております。

これまで私どもは、別府に来て脇屋さん、中村さん、井上さん、そして浜田さんというふうには市長がかわってまいりました。直接議会の中でお会いをしたのは、井上さんだけですけれども、外から見させていただきました。私の観察では、この四人の方の交代は、いずれも前市政に対する市民の批判がエネルギーになって新市政を生み出してきた、こういう経過をたどっております。「歴史に学べ」というお話が昨日もありましたが、その交代が、これは私の見方ですが、期待と失望を繰り返してきたのではないかと、こういうふうには観察をしております。前市政への批判が新たな期待となって新たな市政を生み出す。しかし、その市政もまた市民の目から見て、これは変えなければいかん、こういう思いにさせられる、そういうことを繰り返してまいりました。しかし、今回の選挙で私が非常に感動を持って受けとめたのは、知事選における別府市、あるいは大分市もそうでしたが、結果であります。片や多くの団体・業界から推される、前知事のお墨つきの、しかし、それに対してする対抗馬の方は、いうなら草の根選挙。にもかかわらず予想を覆すような結果、別府市などではいわゆる草の根の候補の方が大きな票を取られる。こういう結果を見て、私は、期待と失望を繰り返しながらも、有権者は、市民は、やはりあきらめることなく新たな変革を求めているのだ、そのエネルギーはだんだん大きくなっている、こういうふうには感じました。

今、浜田市長に対しては、さまざまな期待の方が、市民の目としては大きいのではないかと、こういうふうには感じています。それが失望に変わらないよう、努力をしていただきたいなというふうには思います。

そういう浜田市政に対して私どもの立場でございますが、選挙中、実は、「浜田さんはなぜ共産党と組んだのでしょうか」、こういうチラシが、根も葉もないことでございますが、そういうことを書いたチラシがたくさん配られました。私たちは、直ちに抗議をいたしました。浜田さんと日本共産党は覚えはありません。私たちは、市長選挙は自主投票で臨みました。選挙後も、私どもは、その同じ立場です。与党でも野党でもありません。少なくとも当面は、浜田市政がどういう市政をなさっていくのかということをもっと多くの市民とともにじっくりと注目をさせていただきたい、このように考えております。

そういう立場から、通告に沿って質問をさせていただきます。

サテライトの日田の問題です。

市長選挙の当選直後の記者会見で浜田市長は、計画中止という決断をする、こういうふうな発言をされたのではないのでしょうか。新聞各紙が一斉にそういう見出しで報道をしておりました。しかし、この議会の中での議場の答弁という、議場で言われた答弁だけから見ると、前市政と余り変わらないような答弁をしていたな、こういう感じを持っております。非常に落差というのを感じているわけですが、しかし、よくよくこの新聞報道などで見ると、少し違う点もある。それは話し合い、いろんな関係者との話し合いによって円満解決を図りたい、こういう表現もあるわけでありまして。そういう立場から大石市長とも会談をされたことと思いますが、このサテライト問題に対して浜田市政は、現在どういう方針で臨もうとしているのか、今後の見通しといたしますか、あるいは行動予定などがありましたら、まずお聞きをしたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

その前に、共産党としての見解並びに選挙前、政策協定を含めて共産党と組んだというお話等々に釈明をしていただきまして、ありがとうございました。私は、選挙前からどの政党とも、どの企業・団体にもみずから推薦要請をしない、そういう中で勝手連的な運動を展開してまいりましたから、その分については私も明確にしておきたいと思っておりますし、さらに今、「与党」とか「野党」という言葉が出ておりますが、私は、一切この議会に対して与党であるとか野党であるという目では見ておりませんので、すべてが皆さん市民党であるということで平等に私に御指導をいただきたいという気持ちで臨みたい。このことも明らかにしておきたいと思っております。

さらに、質問の点でございますが、当選当時の記者発表を新聞で見たというのですかね、「中止」という言葉を私が発言したということでございますが、そしてまた、市長になってからの言動が違うという言い方をされましたが、私は、思いとして、日田市民があれほど反対しているのに、なぜ別府が進出をするのかなという一市民としての思いを言った気がいたします。さらに、別府市議会という非常にこの神聖な場で否決をされているのに、なぜまだ進出をあきらめないのかなという気持ちの部分の部分を言ったことは確かでございます。しかし、長になりまして、私は、今度は長としての立場からは、公的に私が早急にこの問題について結論を出すべき状況にないということをしかりと把握をさせていただきました。見解としては、さきのマスコミ記者会見でもお話をさせていただきましたように、経緯としては、議会が関連予算を否決しているということ、私は重く真摯に受けとめなくてはならないということがまず最初でございます。そして、多くの日田市民が設置に反対しているということ、強行に進めるべきでないというのは、以前と変わりません。そして、どのように解決するかという点で、私は、これは国と設置者との裁判の問題でござい

ますから、十分に裁判の推移を見ながらも、市としては、そういういろんな団体・関係者との話し合いによって和解の道はないのかな、これを探りたいというのが、私の今の心境であるし方針であるということで確認をいただきたいと思います。

○十番（平野文活君） 問題は、話し合いによって和解の道と言われた。どういう道が可能性としてあるのかということを実際に考えていかなければならないと思います。私は、前市長に対しても、議会で否決した後の状況というのは、国、業者、そして別府市、この三者が三すくみの状態になっている。国は、手続きに問題はないと言うし、業者は、私の方から下がるつもりはない、こうおっしゃる。別府市は、私どもは法的には当事者ではない、動けない、こういうことを簡単に言えばおっしゃってまいりました。それでは、三者がそれぞれ自説を持ってそれ以上の動きはしない。これでは何の事態も動かないではないか。ここには市政、別府市としての政治決断が要るのではないか、こういうことを言ってきた経過があります。

先ほど、市長が記者会見されたときの新聞記事を改めて見ておりましたら、業者である溝江建設の中島相談役もコメントというか談話を出していました。その中には、もともとこの問題は、別府市から依頼を受けて私どもが動いたのだと。だから別府市としての出方を待つ、こういうコメントをしておりました。私は、以前議場でも言いましたが、私たち共産党として溝江建設本社に直接陳情といたしますか、話し合いに行ったことがあります。その際対応してくれた方も中島相談役さんでした。その際の会社側の私たちに対する回答は、この四月二十八日付の新聞で読んだ回答とほぼ同じです。つまり議会は否決したけれども、別府市からは何も私どもには言ってきていませんよと。つまりずっと推進の立場で別府市はやってきておりますので、議会は否決したけれども、別府市としては「やめる」とも何とも言ってきてない。別府市が言わない前から、私たち業者から「やめる」とかどうするとか言いません、言えません。もう何年間も待ったのだから、いつまでも待ちますよ、こういうふうなことを私に直接言われました。ですから、話し合いによって円満に解決という、それができればいいなとも思います。事は長期にわたって、しかも非常に膠着状態といたしますか、こういう状況にあるかと思えます。かといって議会で否決しているものを、前市長のように再び強行突破で別府市が動く、そういうこともできないだろうと思えますし、さて、浜田市長は、この問題をどういうふうに決着をつけるのだろう、そういう点で非常に注目している。善意に解釈すれば、その記者会見以来の流れですね、浜田市長の腹は決まっている、方向性ははっきりしている。しかし、水面下での折衝がやはり必要だと、こう考えておられるのかなというふうには思いますが、改めてもう一度お聞きしたいわけであり。そういう膠着状態にある中で、どういう政治力といたしますか手腕を発揮されようとしているのかな、改めてお聞きしたい。

○市長（浜田 博君） 私の腹はかたまっているとか、そういうものではありません。長

として、私が最終的には政治決断をしなくてはならない問題だということは、認識をいたしております。しかし、今、裁判が起こり訴訟中である時期に、これは決断すべきではないということをおわかりいただきたい。そして、私は、日田市長さんとも最初にまずお会いしました、要求がありましたのでね。これはやはり別府市の立場をしっかりと理解してもらうために会うべきだと私が判断したわけです。だから、話し合いによってというのは、国とも、また設置者である業者の皆さんとも、しっかりと別府市の立場を理解していただくと同時に、何とか和解ができる方法を探りたいというのが、今の心境でございますので、ぜひ御理解をいただきたい。

○十番（平野文活君） 具体的な行動という点では、業者等も含めて話し合う予定と、こういう答弁がございましたので、そこは私どもとしても期待をしたい。そういう業者との直接の話し合いの中で、本当のこの問題の解決の糸口が見え、そしてそれは裁判の問題もありますから、多少時間はかかるのかもしれませんが、浜田市長が民意に沿った政治的な決断をするに違いない、そういう期待を持って、この問題を終わりたいと思います。

次、カジノの誘致の問題です。

カジノの誘致というのは、別府市では経済界の一部だけの主張ではないか、市民全体の世論にはなっていないのではないかとこのように私は思います。しかし、繰り返しささまざまな場面でこのカジノ誘致の動きが続けられてまいっております。市長は、別府の観光の再生が緊急の課題だということを所信表明でも述べられました。その観光再生の方向性について、大きくこのカジノ誘致はかかわりがある。市長の所信表明を聞かせていただきますと、市民の草の根のエネルギーといえますか、そういうものと連携しながら、またそういう力に依拠しながら別府市のまちづくりを進めよう、こういう気持ちがあるな、こういうふうに思っておりますが、そういう立場からすると、経済界の一部の方々主導で行われてきているこのカジノ誘致問題には、きっぱり反対を表明するということが、もう必要な時期に来ているのではないかと。私は、前の市長に対してもそのことを求めましたが、そういう答弁は聞かれませんでした。改めて新たな市長として浜田市長にこの点お聞きをしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

東京都を初め幾つかの都市が、この問題については経済再生に向けた取り組みの一つとして、構造改革のトップ法案として政府に対し要望をしているということも承知いたしております。ただ、合法化に向けての動きというのは――進展といえますか――見られていないというふうに私は認識をいたしております。

別府市においてもカジノ誘致については、平成十二年十二月ですか、別府商工会議所外十三団体から、カジノ合法化の早期実現等にかかわる要望書というのが提出をされているというふうに確認をいたしております。カジノにつきましては、これが果たして観光都市

にふさわしいのか、また、あるいは観光振興につながるのかどうか、これは市民の中にも私は賛否両論があるというふうに感じております。したがって、カジノ誘致につきましては、現時点で例えば行政の内部のみならず、議会や市内の各界各層の皆様の意見を十分聞く中で、本市のまちづくりにとって本当に必要かどうか十分私は検討する価値がある、このように考えておりますので、慎重に対応してまいりたいという気持ちでございます。

○十番（平野文活君） 私どもは、去年の秋から冬にかけて、いろんな市民の皆さんの民意というものを探るために「市政アンケート」というのを全戸に配りました。お返事をいただいた方が五百五、六十通参りましたが、その中で、カジノについてはこういう結果ですね。カジノについて回答しているのは四百七十四名の方でしたが、賛成九十二名、一九％、反対三百三十六名、七一％、その他四十六人、一〇％と。わずか五百何人からのあれですから、これがすべて民意とは言いませんが、かなりそういう傾向にあるのではないかなというふうに私は推察をしております。先ほどお話の出た石原都知事も、国の法の進展がないということをもって、もう断念するというようなことを言われた、テレビの報道で見た覚えがあるのですが、もう全国的にはやっぱりそういう状況ではないかな、こう思います。別府市でも、そういう点ではこの問題に早目に決着をつけておく必要があるのではないかな。十分どういう場で市民の声を聞かれるのかわかりませんが、またどういう形で市民の声を聞かれていろんな協議をされるのかわかりませんが、市長としての、別府市としての態度表明というものは、ずるずると慎重に見守るというだけではいけないのではないかなと思いますので、よろしく取り組みをしていただきたいというふうに思います。それでいいでしょうか。

（答弁する者なし）

○十番（平野文活君） それでは、次の問題に移ります。タクシーの客引き問題でございます。

市長の所信表明でも、あるいはこの議会の一般質問の中でも、いわゆる観光振興、またまちづくり、日本全体の経済も、また別府の観光もなかなか厳しい状況にあるだけに、どういう方向で観光振興をやらうとしているのか、まちづくりをやらうとしているのかということが、この議会でもさまざま議論されたと思います。私ども日本共産党として、それこそ「今は亡き」ですが、美口光男さんが市会議員に当選をされて以来、事あるごとに別府市の観光のあり方ということについて意見を申してまいりました。それは、例えば大新東の誘致とか、あるいはオリアナ号の問題とか、何らかの形で県外からの資本を導入して、それが別府の活性化のかぎなのだと、こういう議論があった際にも問題にしましたし、またいろんな箱物、大型の箱物をつくって、それが活性化のかぎだ、こういう議論があったこともあります。そういういろんな問題があったたびに、私どもの立場というのを訴えてまいりました。それは、別府市が持っている、本来持っている宝、これを生かすことが一

番大事なのだ、その宝は三つある、一つは日本一の温泉と豊かな自然、そして二つ目に別府独自の歴史文化、そして三つ目にお客様を迎える市民の心といいますか人情、細やかな人情、こういうものが別府を本当に生かす上で大事にされなければならないのではないかと、私ども、繰り返し強調してまいりました。

先ほど紹介しました「市政アンケート」の中で、「別府市で自慢できるものは何ですか」という設問を試みたのですよね。ちょっと準備が悪くて申しわけありませんが……、直してしまいましたね。幾つか設問をしたのですが、やっぱり「温泉」と答えた方がたしか四七%、「自然環境」と言われた方が三三%、「歴史や文化」とか「福祉」とか、そういうことをいろいろ並べてみたのですけれども、そういう部分は本当に少ないあれで、「温泉」と「自然」というのは、非常に市民の声でありました。

また、別府市の市民憲章ね。「温泉を大事にしましょう、美しい町をつくりましょう、お客さまをあたたく迎えましょう」。こういう市民憲章がありますが、これは、私どもがこれまで主張してきた、別府として本来持っている宝、三つの宝ということとも合致しているなと思いつつ、ですから、客引き問題ですが、市民憲章に言う何と申しますか、温かく迎えましょうと、お客様を、この精神ですね。私どもも細やかな人情、これはやっぱり別府市観光の一つの大きな売り物ではないかと思ってきただけに、そういう市民憲章を持っておりながら、別府の玄関口で多くの観光客に不快な印象を与えてきたのではないかと、思っております。さまざまなこの問題を取り上げながら、いろんな人たちの意見を聞いてまいりましたが、やはりあの客引きはなくしてもらいたい、こういう声がたくさんあちこちから聞かれてまいります。

そこで、昨年六月の議会でこの問題は根絶すべきだ、タクシーの客引きは根絶すべきだということを提案をいたしまして、当時の井上市長から、客引き根絶の先頭に立ちたい、こういう表明がございました。その後、もう一年有余たつわけでございますが、現時点でこの客引き根絶という取り組みは、どこら辺まで来ているのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

昨年八月二十二日に、客引き行為対策防止協議会を設立しまして、九月六日には、同協議会内に専門部会を立ち上げました。以後、都合四回の協議会、それから五回の専門部会を開催し、この中で鋭意協議を重ねてまいりました。この間、十一月二十六日より、JR別府駅が具体的な対応策を実施したのは御承知のことと存じますが、これは防犯カメラ、また警告の看板でございますが、それから三月二十六日に開催されました第三回の協議会からは、別府市タクシー協会にも参加いただきまして、五月十九日、第四回目の客引き行為防止対策協議会におきまして、タクシー協会長より、この問題をタクシー協会内の問題としてとらえ、二カ月間で自己解決を図るということでの提案がなされましたので、現在、

これを踏まえ、タクシー協会へ一任しているところでございます。

○十番（平野文活君） 二カ月間で問題解決という、五月の会議ということになると、七月の末ぐらいが一つの期限かなと思います。その問題解決というのは、タクシー協会として客引きをやめるということ、何と申しますか、決めるというか申し合わせるというか、そういうことを意味していると理解してよいのでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

やめるということではなく、タクシー協会より、また行政にも上申書が出ています。これは、駅頭の方にタクシー案内所を設置してもらえないかということでございまして、今、タクシー協会の方も駅の方にこの二カ月間の問題を解決するために上申書が出されまして、それもタクシー観光案内所を設置していただけないかというふうなことで、今、タクシー協会と駅が協議しているところでございます。

○十番（平野文活君） 問題解決とは、客引き行為をやめるということではないのかという質問に対して、あなたは、いや、やめるということではありません、という答弁をされましたね。それでいいのですか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

それに、案内所をつくることによりまして、そこからタクシー協会の人々が随時そこに配置されまして案内をするということで、駅のところに現在たむろしているとか、そういうことがなくなるということと認識しております。

○十番（平野文活君） 七月の末に具体的にどういう結論がタクシー協会の中で、あるいは駅との話し合いの中で出されてくるのか。そこを見ながら、引き続き必要であればまたやりたいというふうに思いますが、もう四十年来といいますが、非常に長い、長い長い懸案なわけです。私は、この問題にいわば正面から取り組む決意をされた井上前市長のこの決断というか、これは私は高く評価をしております。その指導力といいますが、イニシアチブによってここまで来たなという感じは持っております。したがって、浜田市長が、ぜひこの問題の仕上げをやってもらいたい、そういう時期を迎えております。七月末、どういう内容が出てくるのかわかりませんが、それを見ながら、本当に適切な対応をしていただきたい。

その際、一つ要望しておきますが、この四十年の間にもこの客引きをなくするという集中的な取り組みをした時期が何回かあっておるわけですね。それなりに、その時期なりにこの申し合わせみたいなやつができたりして、一たんはなくなるというふうなこともあっておるわけですよ。ところが根絶されないまま今日に至っている、こういう経過です。ですから、根は深い。ですから、このタクシー協会と駅との話し合いに期待を持って注目しますが、どういうことになるのかわかりません。したがって、以前、井上前市長からも、必要によっては条例の制定も検討するのだ、そのためにいろんな先進地の資料も取り寄せ

て研究すると、こういう答弁をいただいております。そういう決意もぜひしていただきたいなということを申し述べまして、次の問題に移りたいと思います。（発言する者あり）一度も市長に聞きませんでした。この客引き問題についての基本的な考え方、市長からも御答弁をいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） この問題については、私はもう市長になる前に、県議会でもいろんな問題点については指摘し、観光港の問題、別府駅前の問題、いろいろな問題について取り組んだ経緯もございます。私が市長になって五月十九日の第四回の防止対策協議会会長ということで入れかわったわけございまして、その場で、皆さんは本当に真剣に論議をしていただきました。私が一番うれしかったのは、やはり当事者であるタクシー協会が、みずから解決に向けて頑張りたいという意思表示をいただいて、私の方から、では、二カ月ぐらいで何とかやってくれませんかというお願いをした経緯がありまして、今、鋭意協会の中で自助努力をしていただいておりますから、七月末を私は期待をいたしておりますし、何とかいい方向に解決していきたいなという気持ちでございまして、この問題については、やはり別府観光立市として、JRの相手のある問題でもございますから、非常に難しい問題であります。まずタクシー協会がここまで頑張ってくださいに敬意を表して、期待をいたしておるところでございます。

○十番（平野文活君） ぜひ、最後の仕上げをしていただきたいと思いますというふうに思います。次に、旧浜田温泉の問題であります。

この問題も、前市政からの懸案であります。私に取り上げた問題は、ほとんどそういうふうな問題でありまして、前市長もよく、その前の市政からの「負の遺産」というふうな言葉を、「負の遺産」を解決するのに全力を挙げてきた、こういうようなことを言われておりましたが、言うならばそういうふうな問題の一つかな、こういうふうに思います。井上市政のもとで解体される、そういう予定であった旧浜田温泉が、市民運動によって、現時点では解体を免れている、こういう事態にあります。そして、では、解体をしないでどうするのか。これは保全すべき歴史的な建造物として扱うのかどうかということをめぐる、今、調査会なりが開かれております。昨年三月にこの調査会は設置されたと聞いておりますが、今日までの経過、現時点での到達状況といえますかね、どこまで来ているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

歴史的建造物の保全等に関する調査委員会の経過でございます。

平成十四年三月一日、別府市にとって歴史的・文化的に価値の高い代表的建築物の保全等のあり方について、総合的な調査・研究を行うため、歴史的建造物の保全等に関する調査委員会を設置し、委員十名に委嘱を交付しました。設置要綱、文化財の体系、旧浜田温泉及び竹瓦温泉の現状、平成十二年度の実施、建物耐久度等測定調査などについて説明を

行うというふうな第一回目を行っております。

第二回目につきましては、平成十四年六月六日、旧浜田温泉、竹瓦温泉の現地視察を行っております。別府市内の党からは唐破風の建築物等を事務局で調べておりましたので、それを掲示いたしております。等々、構成について議論いたしたところでございます。

第三回目は十四年の九月二十七日、歴史的建造物の選定について説明し、会議終了後、浜田温泉を温泉文化遺産として使って守る会の意見をお伺いいたしているところでございます。

第四回目でございますが、平成十五年二月二十七日、保全する歴史的建造物等の選定に関する中間報告について議論をいたしております。

そういう結果を受けまして、平成十五年四月二十二日、委員長より、保全する歴史的建造物の選定に関する中間報告が、市長の方に提出されたところでございます。

それから、保全する歴史的建造物等の選定にかかる会議の経過につきましては、第一回目、平成十五年六月六日、保全する歴史的建造物等の選定要綱に基づき、市民共通の歴史的・文化的な財産として将来に引き継いでいくための歴史的建造物を、市において保全する歴史的建造物として選定する趣旨で、評価委員十名を委嘱いたしまして、関係資料の説明を行っております。

第二回目は、平成十四年六月十九日に中央公民館、これは別府市……（発言する者あり）十五年、すみません、申しわけありません。（発言する者あり）はい、わかりました。中央公民館で、別府市指定有形文化財でございますけれども、児童館が国の登録文化財でございます。それと竹瓦温泉、旧浜田温泉の現地視察を行いました。

以上が、現在までの経過でございます。

○十番（平野文活君） 長い説明をいただきましたけれども、要するに保全すべき歴史的な建造物として認定するかどうかという、どういう手続きでそういうことを決めていくかということが決められていますね。財政も大変厳しい状況にあるだけに、また保全するとなれば、それなりの費用がかかるだけに、やはりこれとこれは保全すべきだという、市が持っているそういう建造物の中でも、特にこれとこれは保全すべきではないか、こういうことをどうやって決めるかということが議論されまして、そして評価委員会というのできて、点数でもって客観的にこれが保全すべき建物であるかどうかという評価をしようと、こういう段階に今来ていますよね。その報告書を見ると、議論の経過を見ると、温泉でいうと浜田温泉と竹瓦温泉が対象にされて、どこまで老朽化しているか、直すとすれば何を直さなければいけないか、それにはどれくらいの費用がかかるかという試算まで報告されておりますね。浜田温泉については九千万何ぼか、竹瓦では四億を超えるのではないかとというような試算も出ておりますですね。ですから、やるとなればそれだけの費用がかかる。だから残すかどうかということについて客観的な評価をしようということが、今、評価委

員会でやられております。この評価委員会の最終評価といたしますか、いつごろ発表といたしますか発表される予定ですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

評価委員の選定に対しての評価でございますが、一応私どもは八月をめぐりにというふう
に考えております。

○十番（平野文活君） 八月をめぐりに、その評価委員会の報告というのがされる。となり
ますと、私は、その委員会がまだ評価を出してないわけですから今時点で即断するという
ことはできないのですが、やはりこれまでの経過を見ても、一度は解体の憂き目にあった
建物が、市民の手によって守られたという経過をたどっております。その時点で解体予算
は引っ込めて、市としても保存の方向といたしますか、当面は保存の方向で今残っておりま
す。しかし、あれからもう一年半ですね。もう解体しかないというぐらいな判断がされた
ほど老朽化していますから、それがもう一年半余り、いわば放置された状態になっており
ます。人がいなくなった家はどんどん古くなる、こう言いますけれども、温泉も同じだろ
うと思うのです。そういう点では、この評価委員会の報告を受けた上でということにな
ると思いますが、そして、その評価委員会の最終報告が、私は、この浜田温泉はやはり保
全すべき歴史的建造物だという最終報告が出ることを期待しているわけでございますが、
もしそういう結論が出た場合には、私は、市長として早急な対応といたしますか、これをど
うするかということ、それこそ決断をし取り組む必要があるというふう考えておりま
す。

幸い、この報告書を見ると、建築当初の図面も残っており復元可能と、こういうことも
報告が出ておりました。場所をどうするかというようなこともいろいろ議論になっており
ますけれども、これは私の個人の考え方でありまして、すでに新しい枠、コンクリートの
浜田温泉ができています。また同じ場所にというわけにももちろんいかないのではないか
なという、これは個人的な考え方でありまして、もし保全するということになったとして
も移転が必要かなとも思います。いずれにしても、その八月の報告が出て、余り、また慎
重な審議ということで長年といたしますか、長い時間をかけてということにならないの
ではないか、なるべく早くこれについての保全という方向が出れば、その保全の方向で手
を打つということが必要だというふう考えております。そういう浜田温泉の問題で基本的
に浜田市長は、どうしてお考えで対処されようとしているか、お聞きをしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

この旧浜田温泉の保存と活用については、今、詳しく経過を報告いたしましたよ
うに、過去に解体の議決もされているという状況も把握をいたしております。地元の皆さ
んからは、早く駐車場に、解体をしてほしいという意見も出ています。しかし、歴史建造
物として残す会ですか、の方々からも、逆に何かの形で保存をしてほしいという両方の意

見もありますから、今、評価委員会を任命させていただきまして、点数制でそういった評価を八月をめどにさせていただく。だから、評価の結果が出る前に私がどうこうということは言えません。

ただ基本的に私は、この歴史的建造物をまちづくりの中にどう生かしていくかという基本的な考え、活用方法については、私なりに基本的には考えておりますから、そういった方向について質問があれば、またそのことをお答えいたしたいと思っております。

○十番（平野文活君） 私は、浜田温泉はこれまで行政として、市としていわゆる貴重な価値ある文化財というふうな位置づけがされてこなかった、このことが、今回の事態を招いているのではないかというふうに考えております。そういう文化財としての扱いをして、位置づけをしておれば、その都度その都度必要な修復というか補強というものは当然してきただろうし、原形があるわけですから、コンクリートで二階をつくってというような、文化財に対してそういう乱暴な扱いはたぶんしなかったのではないかと個人的には考えております。そういう位置づけがなかったからこそ最終的にはもう解体だと、こういう結論になったのではないかなと、こう思うのですが、そういうものが改めて経過を通じて文化財、歴史的な建造物として扱うかどうかという、今、調査会が行われ、評価委員会がされているわけですからね。ですから、基本的な位置づけの方向転換が行われるかどうかというところに今あるのだというふうに思います。したがって、ぜひこの八月の報告にそれこそ私どもも注目をしておきたいと思いますが、そういう結論が出たら、迅速な対応を再度お願いをして、次に移ります。

学校施設の問題であります。

これも先ほど松川議員からも別商の問題である議論がございました。浜田市長の選挙公約の中で、三十人学級の問題とあわせて学校施設の改善ということについて公約として上げられておりました。私どもは、前市政時代もこの問題についていろんなことで要望してまいりましたが、この市庁舎ができたころ、脇屋さんのころですかね、市民の間で、「市庁舎ぴかぴか、しかし学校はぼろぼろだ」というようなことが言われました。つまり、市の言うなら公共事業というか、そういうものをどういう優先順位でやるのかということに対する皮肉の声でございましたがね。しかし、井上市長になって、先ほど報告がございましたが、二十二億ぐらい大規模改修などで入れてきたと、こういう話があって、基本的に毎年一棟ないし二棟、基本的には少なくとも一棟ということですが、大規模改修をやってきた、こういうふうなお話を聞きました。そういうふうに井上市長になって若干学校の校舎の改善というか、これが進み始めたのかなという感じを持っておるのですが、その上に立って浜田市長が、あえて学校施設の改善という公約を掲げているわけですが、この井上市長以上に学校施設の改善には力を入れようとしているのかなというふうに、その公約を見て思ったわけですが、基本的にどういうお考えでこの公約を掲げたのか、まず最初にお

聞きしたいと思います。

○市長（浜田 博君） 学校施設改善、前市長より云々ということは、比較はいたしません。私は、教育、いわゆる人づくりがやはりこれからの別府市を背負う幼い子供たちの成長というのを非常にまた期待をいたしておりますし、そのためには学校施設改善は当然主な仕事として中心的な柱としてやるべきだという考えに立って学校施設改善を上げさせていただきました。とりわけ、先ほど十一番議員からも指摘がありましたように、現場主義といいながら、私がトイレの実態を見ていなかったということも反省をいたしております。そういう意味でまだまだ改善すべき場所が相当あるのではないかと、このことを考えますと、手法として学校の見回りだけを色を塗りかえるというようなことは、余り僕はしたくない、中心をしっかりと見て、どこを先に改善すべきか、このことを精査しながらそういう施設改善の方向を探りたいという気持ちでございます。

○十番（平野文活君） 別府市の学校は、先ほど別商の話もありましたが、全体として外も中も、もう全体として老朽化しているというのが現状なのですね。ですから、抜本的な対策を打たなければならないわけですが、しかし、かといって財政事情などもございます。

そこで、教育総務課としては、今後の学校改善の計画というのは、どういうふうにご考えておられるのか。耐震診断の問題、冷暖房の問題、あるいは今後の大規模改造の計画、こういうことについてちょっと御説明願いたいと思います。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

まず耐震診断であります。全国平均でいきますと三〇・八％となっております。別府市におきましては、昨年度末で六五％耐震診断、校舎についてですが、終わっております。この耐震診断につきましては、国の方が十五、十六、十七の三カ年ですべての学校、耐震診断をやっていただきたいとかいうお話があったようにありますが、大分県の場合、これが各市町村におりておりません。別府市におきましては、まずこの耐震診断、大体一棟三百万程度かかる、そういうふうに試算しておりますが、これを計画的に三年ないしは四年、そこら辺でやっていこうと考えております。

それから、エアコンにつきましては、現在パソコン教室それから保健室、ここら辺についてはもうすでに終わっております。普通教室の冷房化につきましては、補助事業ということで平成十五年度から始まっておりますが、これにつきましては、新築、増築それから大規模改造、このときにあわせてやれば補助対象になる、そういうふうな制度になっております。別府市の場合、普通教室につきましては、別府市だけではないのですが、大分県の中には、普通教室にはまだどこもついておりません。普通教室につける、つけない、これについては賛否両論がまだありますので、とりあえず校長室それから職員室、ここら辺について整備を今検討しているところであります。（発言する者あり）

大規模の計画であります。これにつきましては、確かに老朽化した校舎が多くなってお

りますが、一応計画的な、国の方にも五カ年の数字は挙げております。ただし、国の方も補助事業そのものの削減を受けておりますので、これについては先月ですか、教育長の方が公立学校施設整備期成会それから都市教育長協議会、そういうところで国に向けて要望活動を行っているところであります。

○十番（平野文活君） 井上市長のもとで行われてきた一年間に一棟以上というテンポでは、老朽化に追いつかない今実態にあります。ぜひこのテンポを上げていただきますように。

また、冷暖房については、校長室、職員室あるいは事務室、そういうところだけではなくて、少なくとも図書室は要るのではないか、そういうことで計画を立てていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（清成宣明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。あす二十七日から七月一日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、七月二日定刻から開会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、あす二十七日から七月一日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、七月二日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時三十六分 散会